

令和元年第7回定例会

# 鋸南町議会会議録

令和元年12月10日 開会

令和元年12月13日 閉会

鋸南町議会



## 令和元年第7回鋸南町議会定例会議案一覧表

- |        |   |
|--------|---|
| 議案第1号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の制定について） |
| 議案第2号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について）                        |
| 議案第3号  | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について                              |
| 議案第4号  | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について   |
| 議案第5号  | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 議案第6号  | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                  |
| 議案第7号  | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 議案第8号  | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 議案第9号  | 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                 |
| 議案第10号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                     |
| 議案第11号 | 鋸南町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 議案第12号 | 鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 議案第13号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                   |
| 議案第14号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                   |
| 議案第15号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 議案第16号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                    |
| 議案第17号 | 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 議案第18号 | 鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 議案第19号 | 令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について   |
| 議案第20号 | 令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について                                     |
| 議案第21号 | 令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について                                       |
| 議案第22号 | 令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について                                       |
| 議案第23号 | 令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について   |

令和元年第5回定例会 議案第8号平成30年度決算認定について

1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

令和元年第5回定例会 議案第9号平成30年度決算認定について

1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算

## 令和元年第7回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
第1号（12月10日）	
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	2
欠席議員 .....	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 .....	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名 .....	3
開会の宣言 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	4
会期の決定 .....	4
諸般の報告 .....	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告 .....	6
一般質問 .....	11
小藤田一幸議員 .....	11
笹生あすか議員 .....	20
竹田和明議員 .....	30
早川正也議員 .....	37
散会の宣言 .....	45

第2号（12月11日）

議事日程	46
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	47
本会議に職務のため出席した者の職氏名	48
開議の宣言	49
議事日程の報告	49
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第19号の上程、説明	74
議案第20号の上程、説明	78
議案第21号の上程、説明	79
議案第22号の上程、説明	81
議案第23号の上程、説明	82
散会の宣言	84

第3号（12月13日）

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	86
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	86
本会議に職務のため出席した者の職氏名	86
開議の宣言	87
議事日程の報告	87
議案第19号の質疑、討論、採決	87
議案第20号の質疑、討論、採決	91
議案第21号の質疑、討論、採決	92
議案第22号の質疑、討論、採決	92
議案第23号の質疑、討論、採決	94
令和元年第5回定例会 議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	95
令和元年第5回定例会 議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決	100
閉会の宣言	102

鋸南町告示第65号

令和元年第7回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年12月6日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 令和元年12月10日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場



令和元年第7回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和元年12月10日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 一般質問〔4名〕  
8番 小藤田一幸 議員  
1番 笹生あすか 議員  
3番 竹田和明 議員  
2番 早川正也 議員

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（11名）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1番 笹生あすか 議員  | 2番 早川正也 議員  |
| 3番 竹田和明 議員   | 4番 大塚昇 議員   |
| 5番 青木悦子 議員   | 6番 笹生久男 議員  |
| 7番 渡邊信廣 議員   | 8番 小藤田一幸 議員 |
| 9番 鈴木辰也 議員   | 11番 笹生正己 議員 |
| 12番 平島孝一郎 議員 |             |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石治和	副町長	内田正司
教育長	富永安男	総務企画課長	平野幸男
税務住民課長	加藤芳博	保健福祉課長	杉田和信
地域振興課長	飯田浩	建設水道課長	平嶋隆
教育課長	福原規生	会計管理者	寺本幸弘
総務管理室長	安田隆博	監査委員	柴本健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義                  書                  記 安                  藤                  睦

…………… 開 会 ・ 午前 10 時 00 分 ……………  
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名です。

定足数に達しておりますので、令和元年第 7 回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木悦子）

これより日程に入ります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、

1 番 笹生あすか議員、12 番 平島孝一郎議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（青木悦子）

日程第 2 「会期の決定」を行います。

この件については、去る 12 月 3 日午前 10 時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る 12 月 3 日午前 10 時から議会運営委員会を開き、令和元年第 7 回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協

議いたしましたので、ご報告申し上げます。

今定例会の会期は、本日から13日までの4日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案23件と令和元年第5回定例会議案第8号及び第9号の計25件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を受けた後、一般質問を行い、本日は散会いたしたいと思っております。

明日11日は、午前10時から会議を開き、議案の審査となりますが、議案第1号から第18号については、順次上程のうえ、説明、質疑、討論、採決までをお願いいたします。

議案第19号から議案第23号までの令和元年度補正予算関係については、順次上程のうえ、説明を受けるだけとし、散会いたしたいと思っております。

12日は、議案調査のため休会とします。

13日は、午前10時から会議を開き、議案第19号から議案第23号について、質疑、討論を行っていただき、採決をお願いいたします。

その後、令和元年第5回定例会に町長から提出され「閉会中の継続審査」となった議案第8号及び議案第9号「平成30年度決算認定について」は、11月22日、午前10時から決算審査特別委員会が開催され、審査が行われておりますので、決算審査特別委員長から審査の経過と結果について、報告いただいた後、討論、採決をいたしたいと思っております。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、小藤田一幸議員、笹生あすか議員、竹田和明議員、早川正也議員の4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果をご報告するとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から13日までの4日間とし、一般質問については、通告のあった議員は4名。

質問時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で回数は定めないとのこととあります。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から13日までの4日間と決定いたしました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（青木悦子）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に係る請願・陳情等については、提出期限までに陳情書1件を受理しましたので、議会運営委員会に諮り、議場配布といたしました。

次に、台風15号に係る災害見舞金が全国町村議会議長会をはじめ13の都・県議長会から千葉県町村議会議長会に寄せられ、県議長会定例会において決定を受けた当町の分配額93万7千円が12月6日鋸南町災害義援金口座に入金されました。

次に、今定例会に説明要員として、出席を求めた者の職・氏名は別紙報告書により報告したとおりです。

次に、定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可します。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和）

本日、ここに令和元年第7回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、専決処分の承認2件、条例の制定及び一部改正16件、一般会計、国保会計、介護保険会計、鋸南病院、水道会計の各補正予算で23議案であります。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、「令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の制定について」、11月29日に専決処分をいたしましたので、議会のご承認をお願いするものでございます。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について」台風15号により被災した住宅の修繕に係る補助金など10億9,001万3千円を10月28日に専決処分いたしましたので、議会のご承認をお願いするものでございます。

議案第3号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」でございますが、令和2年4月1日から施行されます会計年度任用職員

のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員に係る報酬、期末手当及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第4号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」でございますが、令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員に係る給与に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第5号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方公務員法改正に伴い、会計年度任用職員に係る用語の整理及び成年被後見人等を欠格条項から削除するための改正でございます。

議案第6号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、非常勤職員の勤務時間、休暇等に関し、規則に委任するための改正であります。

議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方公務員法改正により特別職非常勤職員の任用条件が厳格化されたことに伴い、対象の職を整理するための改正でございます。

議案第8号「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、会計年度任用職員の休職の期間に関し、規定を設けるための一部改正でございます。

議案第9号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、第1号会計年度任用職員に対し、本条例を適用するための一部改正でございます。

議案第10号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、育児休業をしている職員の期末手当等の支給等に関する規定について、会計年度任用職員を適用除外とするための一部改正であります。

議案第11号「鋸南町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方公務員法改正に伴う引用条項の改正であります。

議案第12号「鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方公務員法に規定されている人事行政の運営等の状況の公表に関し、第1号会計年度任用職員を対象から除くための一部改正でございます。

議案第13号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、災害派遣手当等を支給するための一部改正でございます。

議案第14号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、千葉県人事委員会の勧告に伴い、所要の改正を行うものでございます。職員給料表については、平均0.1%の引き上げ改定及び勤勉手当を0.05月分引き上げ改定、その他住宅手当の支給対象家賃の引き上げ改定でございます。

議案第15号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例の制定について」でございますが、期末手当を0.05月分、引き上げ改定するものでございます。

議案第16号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方公務員法改正に伴う引用条項の改正であります。

議案第17号「監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、地方自治法の一部改正等に伴い、監査制度の強化が図られたことから、監査委員による監査等に関する一部改正でございます。

議案第18号「鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、指定給水装置工事事業者の更新時の手数料を定めるなどの一部改正でございます。

議案第19号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について」でございますが、35億9,334万9千円を追加し、補正後の総額を97億5,303万9千円にしようとするものであります。

はじめに、歳出の主なものをご説明いたします。

各費目にわたる人件費につきましては、給与改定及び職員の人事異動等によりまして、総額で123万9千円の減額をするものであります。

議会費では、台風により被災し、使用不能となった議会中継のための配信機器等、54万1千円の増額。

総務費では、弁護士委託107万8千円、災害派遣職員宿舍借上料126万円、庁舎南側事務所復旧工事884万7千円、豊かなまちづくり寄付金業務代行委託1,230万9千円、国土強靱化地域計画策定業務委託698万5千円、コミュニティ施設修繕補助金300万円、地域経済循環創造事業交付金5,000万円。

民生費では、老人福祉センタートイレ改修工事605万円、介護保険特別会計繰出金1,341万3千円、自立支援医療費など障害者自立支援給付費3,128万5千円、保育園修繕料104万5千円、幼稚園一時預かり指導員賃金103万9千円。

衛生費では、災害廃棄物処理計画策定業務委託484万円の減額、家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金114万円、災害廃棄物処理委託11億181万2千円、損壊家屋の撤去業務委託及び費用償還金11億7,236万3千円。

農林水産業費では、公用車138万3千円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金7億2,500万円、支障木伐採委託339万7千円。

商工費では、街路灯修繕48万9千円。

土木費では、町営住宅倉庫取壊工事352万円。

消防費では、消火栓改修事業負担金102万1千円。

教育費では、海洋センタープール等修繕180万2千円及び体育館の復旧工事3,429万8千円、給食センターボイラー等修繕128万5千円。

災害復旧費では、道路災害復旧工事1億4,300万円、河川災害復旧工事1,050万円、農地災害復旧工事1,500万円、農業用施設災害復旧工事2,500万円、漁港施設災害復旧工事2,000万円、林道施設災害復旧工事4,780万円、中学校

屋根等災害復旧工事他、公立学校施設災害復旧費 4, 6 2 4 万 1 千円、中央公民館災害復旧修繕 1 2 6 万 4 千円、役場庁舎復旧工事 4, 3 0 1 万円、消防第 1 分団詰所復旧工事 3, 0 4 3 万 7 千円。

諸支出金では、豊かなまちづくり基金積立金 2, 6 2 7 万 2 千円を計上いたしました。

次に、歳入であります。歳出に充当する特定財源以外では、主なものは、地方交付税、特別交付税 9 億 9 6 6 万 9 千円を増額、市町村振興宝くじ交付金 6 1 1 万 9 千円を計上いたしました。

歳入歳出調整後、不足分 1 億 1, 0 2 9 万 6 千円を財政調整基金から繰り入れることといたしました。今補正後の財政調整基金の残高は 4 億 9, 0 4 7 万 2 千円となる見込みでございます。

また、歳入歳出予算の補正の他、繰越明許費の設定並びに地方債及び一時借入金の補正をお願いいたします。

議案第 2 0 号「令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。2 2 万 9 千円を追加し、補正後の総額を 1 1 億 5, 7 9 2 万 7 千円にしようとするものであります。補正の主なものは、制度改正に伴うシステム改修業務委託 1 3 万 3 千円及び給与改正に伴う人件費の増額でございます。

議案第 2 1 号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」でございます。1 億 6 8 0 万 5 千円を追加し、補正後の総額を 1 4 億 1, 3 0 2 万円にしようとするものであります。補正の主な内容は、居宅介護サービス等給付費 4, 1 0 5 万 6 千円、施設介護サービス等給付費 4, 3 9 8 万 2 千円など、保健給付費、1 億 6 7 3 万 3 千円の増額その他、給与改正に伴う人件費 7 万 2 千円を増額するものであります。

議案第 2 2 号「令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第 1 号）について」であります。資本的収入では、企業債 2 8 0 万円を増額し、資本的支出では眼科診療用医療機器の購入費として同額を計上したものであります。

議案第 2 3 号「令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」でございます。収益的収入では、消火栓工事に係る負担金 1 0 2 万 1 千円及び東京電力の原発事故損害賠償金 1 2 万 9 千円の増額。収益的支出では、給与改定及び人事異動に伴う人件費 5 2 8 万 8 千円の減、消火栓改修工事他修繕費 1 2 7 万 7 千円の増、薬品費 7 5 万 7 千円の増、委託料確定により 3 4 万 5 千円を減額するものであります。

その他、水質検査委託 2 7 2 万円について、令和 2 年度までを期間とした債務負担行為の設定をお願いいたしました。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、災害関係について、ご報告申し上げます。

町では、災害救助法及び激甚災害の適用となった台風第 1 5 号による甚大な被害に対し、災害復興支援本部を 1 0 月 2 1 日に立ち上げ、1 1 月 1 日には総務企画課内に復興支援室を設置して、全庁体制で被災者支援に取り組んでおるところであります。



発災直後から、神奈川県相模原市の総括支援チームの派遣をはじめ、千葉県及び東京都足立区、長野県辰野町の職員の派遣を受け、被害認定調査等を進めてきたところでございます。また、地方自治法の規定に基づき12月1日に船橋市から土木技術職1名、12月9日にいすみ市から一般行政職1名の職員の派遣を受け入れたところでございます。なお、千葉県に対しましても住宅支援業務のため派遣を要請しているところでございます。

被災者支援対策の現状をお知らせいたします。

まず、11月30日までの被災建物の「罹災証明」発行件数は2,543件で、現在は、東京都足立区の支援を受け、再調査等の申し出に対する被害認定調査を行っております。

次に、被災住宅の支援に関しましては、10月29日から開設した相談窓口において、1,577件の相談を受けております。その結果、みなし仮設の申請件数は8件、半壊以上の応急修理は33件、一部損壊に対する応急修理等の支援事業には146件を受け付けております。また、被災の状況に応じて支援金を支給する被災者生活再建支援制度につきましても、15件の申請を受け付けたところでございます。引き続き、国県の支援事業を活用して、被災者の復興に向けて全力で取り組んで参る所存でございます。

次に、町内一斉清掃について、ご報告申し上げます。

去る、12月1日（日曜日）に行われました一斉清掃でございますが、町民の皆様には、台風災害の後ということもあり、例年にも増して積極的に取り組んでいただき、昨年の約2倍にあたる約11.5tのゴミを収集することができました。ご協力をいただきました関係者の方々、町民の皆様には感謝申し上げる次第でございます。

今後も、この事業を通して、官民一体となつての環境美化に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、年末から年始にかけての観光行事について、ご案内申し上げます。

まず、鋸南町の花まつりではありますが、第一章の「水仙まつり」が12月7日から2月2日までの期間、第二章の「頼朝桜まつり」が2月15日から3月8日までの期間、最終章の「桜まつり」は3月14日から4月12日までを期間として行われます。

水仙まつりイベントは、1月11日（土曜日）は佐久間ダム公園にて、1月12日（日曜日）には江月水仙広場で行われる予定でございます。

頼朝桜まつりの期間中にはJRによります「頼朝桜ハイキング」も予定されております。また、竹灯籠まつりは、3月7日（土曜日）に保田川権現橋周辺で行われる予定でございます。今年も多くのお客が当町を訪れることを期待しているところでございます。

次に、消防団出初式について、ご案内申し上げます。

1月5日（日曜日）午後2時30分から、中央公民館多目的ホールを会場に行います。新年における消防団の晴れ姿を是非ご覧いただきたいと思っております。

次に、辰野町特産品フェアについて、ご案内申し上げます。

1月11日（土曜日）と12日（日曜日）の2日間、友好都市辰野町の「特産品フェ

ア」が「道の駅保田小学校」を会場として開催されます。当日は、大勢の皆さまで賑わうことを期待しているところであります。なお、新春恒例の鋸南町農業祭については、台風影響によりまして、作物や花卉の被害が大きいことから、残念ながら、今回は中止とさせていただきます。

教育委員会関係について、申し上げます。

はじめに、恒例の新春マラソン記録会について、ご案内申し上げます。

1月12日（日曜日）午前10時から鋸南中学校を会場に行います。1km・2km・3km・4kmの各コースを設定しておりますので、個々の体力に応じて参加できるようになっております。今回も大勢の参加を期待しているところであります。

次に、成人式について、ご案内申し上げます。

1月12日（日曜日）午後2時から中央公民館を会場に行います。今回、67名の方々が成人の仲間入りとなります。成人式では、記念行事として鋸南中学校吹奏楽部による演奏や保田しおさい学校児童による保田っ子ソーラン、成人者による未来への主張、思い出スライドショーを行う予定であります。

以上で、諸般の報告を終了します。よろしくご報告申し上げます。

以上であります。

#### ○議長（青木悦子）

町長から提案理由の説明並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、何か確認したい点がございましたら挙手願います。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

#### ◎一般質問

##### ◎1番 小藤田一幸

#### ○議長（青木悦子）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名の議員から通告がなされておりますので、順次質問を許します。

はじめに、小藤田一幸議員の質問を許します。

質問席へ移動してください。

〔8番 小藤田一幸 質問席につく〕

#### ○議長（青木悦子）

8番 小藤田一幸議員。

【ベルが鳴る】

## ○8番（小藤田一幸）

それでは、題、そして主旨、質問事項2つ述べたいと思います。

題ですが、町の農業政策と台風復旧対策について、背景は町の人口減少は激しく、その比率は突出して県下1位である。その中でも農業従事者の高齢化は着実に進み、死亡・病気などで離農せざるを得ない者も多くなっている。

このような背景のもと、今回の台風の被害は農業経営・地域の活力に甚大な影響を与える可能性がある。

そこで、今後の町の農業政策について2点質問する。

1. 佐久間地区活性化推進協議会は地域の活力に影響は与えたか。
2. 台風の被害を受けた農業施設に対してどのような救済をするか。

以上2点です。答弁をお願いします。

## ○議長（青木悦子）

小藤田一幸議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ○町長（白石治和）

小藤田一幸議員の一般質問に答弁いたします。

「町の農業政策と台風復旧対策について」お答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、「佐久間地区活性化協議会は、地域の活力に影響は与えたか」についてでございますが、農業を取り巻く環境は、議員もご存知のとおり、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大、担い手不足などの多くの課題がございます。

また、本町のような中山間地域では、大規模化や集約化が難しいことから、作業効率が低くなり、生産性を高められない地域の特殊性もある中で、さらに、天候や国の農業政策などによりまして経営が左右されやすく、安定的な収入が得づらいことから、農業離れを加速化している要因となって、負の連鎖が生じているものと考えております。

昨年、町では農家の皆さんにアンケート調査を実施させていただきました。その結果は、「後継者不足」「高齢化」「儲からない」など、農業の「将来」に対して不安があることを反映する結果でございました。今後、その課題がより顕著となっていく、解決策の一つである「新規就農者」もいない、極めて厳しい状況になると思われるところもございます。

このような現状の中で、国の農業政策では、「儲かる農業」を推進しており、これまでのJAに頼る生産方式を改めて、自らが販路の開拓、そして加工による付加価値の向上など、第1次産業から第6次産業へ移行するなど新しい取り組みを示しております。

また、農業の経営形態は、戸別から集落単位へ、点から面へ切り換えが進められております。農業経営転換の時期となっていると思われまます。

農業を魅力ある産業にするには、地域にあった生産、販売方法を見出し、特性を生かしつつ、地域が昔の様に、相互の関係を持ちながら協力して農業を支えるモデルをつくる必要があると考え、佐久間地区活性化協議会が設立され、佐久間地区にあっ

た農業形態を模索しながら、鳥獣被害や農業従事者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増大などの地域課題解決に向けて協議を進めていると聞いております。

個々の活動では限界があることから、有効な手段の1つである、集落営農の先進事例の調査や実施組織の講演会等により必要性、可能性の周知を行っており、その中でも、鳥獣被害については、その危機感から、地区ごとに新しい対策組織も立ちあがり、集落ぐるみで被害防止対策が始まっております。

協議会では、小さくとも動き出すことが重要と考え、地区を限定した中で話し合いを重ね、理解を得ようと進めており、地域の話し合いの中から集落づくり、集落営農を進めていくと聞いております。

佐久間地区活性化協議会の活動は、本町の農業のあり方について、一石を投じ、持続的な地域農業を検討する組織として、課題解決に向けて取り組むことは、地域に影響を与え、新たな活力が生まれると考えております。

今後も、地域農業の活性化に向けて、協議会と連携して参りたいと思います。

ご質問の2点目、「台風の被害を受けた農業施設に対してどのような救済をするか」についてであります。台風第15号、19号、その後の豪雨によりまして、道路、河川や漁港施設などの公共土木施設や、庁舎や道の駅保田小学校などの公共施設など多くの施設が被災しております。

農業施設においても、農地やハウスなどの個人的な施設の他に農道、林道、ため池などの共同施設も、多くの被害を受けております。町としても農業の基盤である農業施設の復旧は早期に行うことが重要と考えております。

農地や農道・林道については、国の災害復旧事業を活用し、農地、農道が17箇所、林道は4箇所について申請をしております。

現在、災害査定を受けている最中ではありますが、他の施設についても事業申請を随時行い、査定後は、速やかに復旧していきたいと考えております。また、農家への支援策としまして、「強い農業・担い手総合支援交付金」がございます。交付金のメニューには、今回被害の多かった農業用ハウスや農業用機械などに対応するため「被災農業者支援型」、共同利用施設の再建・修繕には「被災産地施設支援対策」がございます。

「被災農業者支援型」は、国の指定された災害によって、被災した農業者の早期の営農再開を図るため、農業用施設、機械の再建、修繕及び撤去の取り組みを支援する事業でございます。

現在、示されているスキームでは、国が事業費の30%を負担するもので、市町村が20%の負担をすることを条件に、県が40%を負担することになり農業者の負担が10%以下となりますが、販売農家で、経営を再建するものが対象で、農業用ハウスを修繕、再建するには、保険加入が義務付けられております。

現在、82世帯から申請があり、被災した施設件数は農業用ハウスの撤去が105件、再建・修繕が231件の他、農機具格納庫の撤去・再建・修繕など、合わせて450件となっております。

次に、「被災産地施設支援対策」についてであります。この事業は、5名以上の農業

者が組織する団体の営農再開を図るため、共同利用施設の再建・補修の取り組みを支援することを目的としております。補助率は50%となりますが、現在、1団体から要望が上がっております。

交付金のメニューには、他にも枇杷などの果樹への支援、酪農経営に対する支援など様々な支援が用意されている他、農業経営相談、災害対策資金融資や利子補給など様々ありますが、農業形態により支援メニューが違って参りますので、安房農業事務所と連携して、農家にあった支援策を進めて参りたいと思います。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。

### ○議長（青木悦子）

小藤田一幸議員、再質問はありますか。

小藤田議員。

### ○8番（小藤田一幸）

それでは、具体的に質問をしていきたいと思います。まず、集落営農ですが、なぜこの集落営農が今後の鋸南の農業にとって大事なのか、私の考えとその背景をまず述べてから具体的な佐久間地区の集落営農について質問をしたいと思います。

農業にとって今、一番私が恐れているのは人口減少です。この前の国勢調査によると10.3%、1割の人口が減った訳ですが、他の地域と比べてみると、館山が3%、それから鴨川が5%、南房総市が7%、つまり突出して鋸南町の人口減少が多い訳です。3、4年前こういう統計が国から出されましたが、2045年、2020年にすると今から25年後、鋸南町の人口は3,400人になると言われています。その兆候は、具体的に表れているので述べたいと思います。

私が議長をやった今年、去年と成人式の人数は80人前後でした。先ほど町長のお話にありましたが、今年は67名、そして幼稚園の入園式をやったならば入園者は26名、この傾向はこれから続くのだそうです。どんどんこの数字が今、変わりつつあります。しかも、鋸南町の町民1人当たりの収入は、54町村の中で下から2番目です。大変住みやすいと言われていながら収入は下で、人口はどんどん減っていく、この理由は何なのか、ということについては、また別の機会に述べるとして、こういう実態の中で私は、平成27年に副議長をやっているとして、副議長が町の総合計画というのが国の方から立てろと言われて、その時の議長になった訳ですが、その中に初めて集落営農という言葉は出てきておりました。これは千葉大の斉藤教授が述べた言葉ですが、具体的に述べますと、斉藤教授が持ってきた沢山の資料の中から具体的に言いますと、広島県のケースです。大体竜島位の規模で20haちょっとあります。人数もそこそこ。ところが、そこでは集落営農を既に始めていまして、たった3台のトラクターで3人のオペレーターで全部、うなうから田植えから刈り取りからやってしまうそうです。現在、農家はそれぞれ個別的にトラクターを持って、田植機を持って、稲刈機を持って、まさしく機械化貧乏です。これから鋸南町は人口が半減する中で、今でも荒廃地が増えていますが、竜島の例を挙げれば1番の土地を持った人が亡くなった今年、それから1番の知識を持っている、私がトマトの質問をすると30種類位の名前を挙げる位の篤農家が亡くなっ

た、病気でできなくなった人もいる。そういうことで、去年も同じような傾向ですが、どんどん地域の農業の活力と言うのですか、それがなくなってきている。そのためには、やはり集落営農が必要なのではないかと考えました。それを佐久間地区でやるということで、私は非常に期待をしておりました。これこそが鋸南の農業を救う道ではないかと思って、ずっと見てきた訳ですが、佐久間地区活性化協議会は今年で4年目です。具体的にこれから質問をしたいと思えます。

集落営農の具体化、現在どの辺まで進んでいるのか。これをまず最初に質問したいと思えます。

**○議長（青木悦子）**

飯田課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

佐久間地区の活性化協議会の関係と集落営農ということで、現在、集落営農について、まだまだ理解が足りない方が沢山いらっしゃるのかなと考えておまして、佐久間地区活性化協議会の方でも実際の事例、またそういったところの携わった方達等をお呼びして集落営農の必要性について色々と講演会等を開いて訴えているところでございます。

具体的に佐久間地区の中で、集落営農組織が立ち上がったかということ、まだまだその前段階のところでありまして、小さな単位の中で集落営農に向けて話し合いをもっているような段階でございます。やはり皆、頭の中では集落営農が必要、大事なことだということをご理解いただいているのですが、やはり1人の社長さんということを進めていた事業が皆でやるということについて、ある意味抵抗のある部分もございまして、なかなか一歩踏み切れないというような状況が続いております。ただそういった状況をこまねいて見ている訳にもいかないもので、そういったものを打破するためにも小さな形の中でも話し合いを持ちながら一歩ずつ進めていこうということで現在、活動しているところでございます。

**○議長（青木悦子）**

小藤田議員。

**○8番（小藤田一幸）**

確かに難しいことは十分分かります。私も笑楽の湯で行われた講演会に2度程参加させていただきました。3年目の2月25日の後援会、滋賀県の実際に行われている人の講演を聞きました。その時に、皆さん担当者法被姿で参加してしまっていて、あれっと思ったのですが、その時に滋賀県の方が言っていました。簡単に背景を言うと、20haですから竜島の田んぼと同じくらいの広さ、55馬力と言っていました。それを2台、普通20馬力あれば大きい方ですが、そして平成4年から始めている。随分取り組みが早いですね。田植機は10畳植えだと言っていました。竜島位で10畳植えとは一つの田んぼが大きいのでしょうか。55馬力を使うなんて大変ですよ。そんな話を滋賀県の方はおっしゃっていました。それに対して法被を来た人が、農家の人が、自分の家の町は高齢化が、後継ぎがないとか、中山間で土地が狭いとか、斜面が多いとか色々言っていましたけれど、どうして進めたら良いのかという質問をした時に、私もすごく印象に

残っているのですが、滋賀県の方が「まず始めてみることだ」とそんな言い方をしたのです。「まず始めてみることだ」とそれは色々大変です。この地域で始めることは大変ですが、そんなことを聞きながら参加した訳ですが、この集落営農というのは難しいと思います。今後とも取り組むと思います。そこで、その時に副町長、内田副町長が責任者、会長で挨拶をした訳ですが、その副町長が会長になった経緯を聞かせていただきたいと思っています。

**○議長（青木悦子）**

内田副町長。

**○副町長（内田正司）**

私が会長になった経緯ということでございますけれども、その協議会を立ち上げるのに国の補助金を導入しております。その中で、国の方の補助金交付の要件といたしまして、町が関わるということがございました。その中で、誰をとということの中で、私も農業をやっている訳ではございませんけれども、その委員の一人として登録をした訳でございます。あとは、その会長というのは規約上、委員の中で互選ということで、その時には私がさせていただきました。ただ、私的には早く地域の方が主導的に会長職をしていただくのが良いものだと思っておった訳でございますけれども、様々な事情の中で3年程会長ということで務めさせていただきました。今年からは、私が会長を降りまして地域の方が会長ということで協議会の方の運営をしているところでございます。

**○議長（青木悦子）**

小藤田議員。

**○8番（小藤田一幸）**

この問題については、これ以上しません。

非常にこの集落営農というのは難しい問題であると、この件からも分かります。色々始めるにあたって年齢構成などを見なかったのか、色々質問したいことはありますが、この辺で色々あると思いますので。

ただ、心配なのは5年間で2千万の国から補助金が出る訳ですが、果たして国の補助金ですので、会計監査は必ずあると思うのですが、しかも今年を見ましたら1月に島根県の出雲市にそれなりの人数で視察に行っていますよね。島根県は前にも1度行っていますね、山口県と島根県を通して、その他色々長野とか色々視察に随分行っている訳ですが、こういう形で会計監査は通るのですか、という質問を一つだけさせていただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

副町長。

**○副町長（内田正司）**

監査ということは、組織の、協議会の中では監事がおりますので、監事の監査を受けてそれぞれ予算、決算をしているところでございます。また事業につきましては、当然国の交付金をいただいておりますので、国の方に実績報告をいたしまして、それで特段の指摘等はございませんので、国の事業としては通常の活動の範囲で行っているものと

思っております。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

小藤田議員。

**○8番（小藤田一幸）**

2年目が出雲市で、それなりの集落営農について視察に行った訳ですが、これで4年目ですよ。あと1年ある訳ですが、あと1年で一体この佐久間の活性化推進協議会にどのように取り組んでいくのか、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

飯田課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

この協議会、佐久間の地元の方達を中心に、町も事務局ということで入っております。一応今までの活動については、今議員おっしゃったように色々な所の視察をしたり、集落営農のみならず有害獣の対策等もやったり、色々なこと、その地域にあった色々な活動を行ってきております。

今後についても、その地域に合った活動を模索しながら耕作放棄地でのお試しの活用と言いますか、過去に蕎麦を作ったり、麦をまいたり、色々なことをして水のない山の中の田んぼ、そういった所でどう活用できるかと、そういったものを模索しておりますので、同様の活動を続けながら進めて参りたいと考えております。

また、先ほどから5年間でということでありましてけれども、5年間の中で必ず成果を言いますか、集落営農を、営農組織を立ち上げなければいけないと、そういった制約はございませんので、補助金の方の関係は5年間になりますけれども、引き続きその後も佐久間地区に合った集落、農業の維持関係について皆さんと検討しながら進めて参りたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

再質問ありますか。

小藤田議員。

**○8番（小藤田一幸）**

先ほど、私は高齢化の話をしました、とにかく時間が経つのが1番怖いですよ。5年間取り組みがあっても、そこに成果が出れば良いけれども、このまま行ってしまうとその5年間が空白になってしまうのです。その間、今は良いけれども5年後、10年後、20年後、その人達は高齢化していく訳で、今は良いけれども働けなくなってだんだん土地が荒れてくる。土地が荒ればイノシシが増える。今だってイノシシがどんどん増えている訳ですが、そういうことで何かしらの取り組みを私は期待したいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

この集落営農については終わりますが、続いて2番の件について述べたいと思っております。

農業災害、施設の災害についてですが、実は私は竜島で、竜島だからという訳で1番取り上げた訳で、1番知っていますのでこの地域のことを。町の政策としてどう考える



のかという、そういう点で質問をしたいと思います。

ご存知のように竜島の精米所、徹底的に壊れました。回復不能位な、シャッターが2つ吹っ飛んで門がありません。それから屋根はスレートですが、この前ボランティアの人が直したのですが、穴だらけで雨が降れば下の叩きは濡れてしまって、糶摺機は無事だったので今なんとか糶摺用の方は使っているのですが、精米機の方は使えない。それから集会所については、もう畳はもちろん使えなくて、脇の壁がベニヤ板なのでもうブカプカ波を打っている状態で天井は穴が開いています。これからビワだとか、私なんかは使う訳ですが、全く使えない状態で今、見積もりを出しているのですが、まだ見積もりも出ません。どう見積もっても1千万は下らないと思います。佐久間の方を見に行ったら、笑楽の湯の前の精米所、随分古いですね。ブルーシートがあつて棟瓦かけてありましたが、雨漏りはないようですね。とにかく竜島が非常に精米所、被害を受けました。私の言いたいのは、町の道の駅の方ですぐに、被害を受けてから1億のお金を補正予算ですぐ付けたのに、我々のような地域でなんとか支えている精米所、これは米をつかない人でも役員になる、うちの方はそういうシステムになっているので、なんとか支えているのですが、こういう非常事態です。自然災害なのです。そういう時にこういう現状に対して町に農業を大切にする、日頃1次産業を大切にすると言いながら、それこそ1銭も出さないというのは。大金ではないです。1億円出せとは言っていません。先ほど町長の話にあったように半分は国から出るのですが、それにしてもあと500万、うちの方も弱体化が進んでいまして、今までは全員でお金、農業をやっている人は、とにかくやっても、やらなくても籍がある人はお金を出したのですが、そういうことは不可能だと思う。再建が非常に難しい。精米機を使って道の駅に米を出す人もいる訳です。そういう地域の農業が衰退するというのは耐えられない。竜島というのは、一番後継ぎがいて、後継者がいて、基盤整備が一番整っている、鋸南では一番整っている場所なのですが、農家はそれぞれ自分の倉庫は吹っ飛んでしまったり、ハウスも飛んでしまっている状態なので、なかなか全体の方まで目が行かない状態なので、なんとかして補助を100万でも200万でも是非お願いしたいということなのですが、いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

飯田課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

以前にもご説明させていただいていますが、今回の台風被害につきましては、農業をはじめとして町内の様々な業種、業態の中で色々な形で被災を受けてございます。この被災に対しまして、町の方も国、県と一緒にやりまして色々な復興支援策を講じておるところでございまして、財政的にも非常に厳しくなってきているというのが現状でございまして、ですので、今現在では国、県が示しておりますスキーム等に従って皆さんへの支援の方を行っている段階でございまして、ご理解を願いたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

小藤田議員。

**○8番（小藤田一幸）**

国が5割出す、普通だと県が2、3割出して町が1割位出すのですが、今回ないということで質問させてもらったのですが、激甚災害しかも特別交付金も多分あるのではないかと思うのですが、町が出せば。そしてまた、そういう公共物、農業の施設に対して出している、そういう市町村もある訳で、特例交付金みたいなものが出せないのか、これをもう一度確認したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

飯田課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

先ほどの答弁と同じになりますけれども、現在のところは国、県から示されたスキームの形でご支援の方をしていきたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

小藤田議員。

**○8番（小藤田一幸）**

もう一度確認をしたいと思います。町長にお聞きしたいと思います。この件については、今の課長が答えたような形でよろしいですか。町の施策をお聞きしたいのですが。

**○議長（青木悦子）**

白石町長。

**○町長（白石治和）**

小藤田議員がおっしゃっている通りの話はお伺いしております、先ほど飯田課長の方から答弁をさせていただきました。先ほどもお話をさせていただきましたが、今回の災害で既に財調が13億近くあったものが4億幾らかになってしまっているというような状況を考えますと、この辺は慎重に、国の支援、県の支援を中心として、そこに国の資金繰り則ったような形でご支援をさせていただければと、そう思っているところであります。

**○議長（青木悦子）**

小藤田議員。

**○8番（小藤田一幸）**

最後に要望として、町の施設に対しては1億円補正予算をボンとやりながら、実際そこに出荷する農家に対して、あるいは施設に対して、1銭もという言い方は失礼かもしれないけれども、是非、少しでも気持でも出してくれるように1つ要望して私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

以上で、小藤田一幸議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。再開は午前11時25分からとします。

………… 休憩・ 午前 11 時 13 分 ………  
………… 再開・ 午前 11 時 25 分 ………

◎一般質問

◎1 番 笹生あすか

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

笹生あすかが議員の質問を許します。

1 番 笹生あすか議員。

【ベルが鳴る】

○1 番（笹生あすか）

町の情報発信・伝達について、災害時の避難等についての 2 点の質問をします。

1 件目は、町の情報発信・伝達についてです。

2019 年 9 月 9 日、大好きな故郷が被災しました。台風 15 号、台風 19 号、10 月 25 日の大雨と約 2 箇月の間に、3 つの災害に見舞われました。特に台風 15 号では過去に体験したことのない風が吹き、被害は千葉県最大の、町の 76.6% が被災したとのデータもあります。一部地域で断水、町の全域で長期間停電し、固定電話は不通、通信障害も長く続き、未だに携帯電話などの電波は不安定な地域が多いです。町の情報発信の要である、防災行政無線の役場親局も被災しました。早期に復旧し、広報車でも町内を巡回したものの、情報が届かなく不安を訴える町民も少なくありませんでした。

水や電気は代わりがありますが、電波には代わりがなく、とても困りました。情報がないということが、こんなに不安なことなのだと沢山の声を聞いています。

また、私がツイッターで鋸南町の現状を発信すると、全く報道されないと町の出身者などが、町外の多くの方が家族や知人と連絡が取れずに安否を確認して欲しいなどの連絡が数多くありました。私は、あまりのショックで故郷の変わり果てた姿を写真に撮ることができずにいました。すると、ツイッターを通して写真を撮り、町の状況を発信することは、あなたの使命と言われ、奮起し町を回り、できるだけ町民方々の声を聞き発信し続けました。また、同級生や近隣市で結成している党議員団とのライングループで情報を共有しました。町の少ない職員に少しでも協力したく、本庁にも毎日足を運び、できるだけ正確な情報発信に心がけました。沢山の方に支援していただきまして鋸南町を報道してもらえ、沢山のご支援を今もいただいている町民として本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

総務省では、昨今の自然災害による甚大な被害の増加を踏まえ、必要な情報伝達の環境整備を図ることとし、2016 年 9 月に「情報難民ゼロプロジェクト」を設置しました。そこで、2 点質問します。

①災害時の情報発信について、どう考えているか。

②発災以後、数日間情報の取得や発信が困難な状態あったことから、町は情報発信力を高める必要があると考えるが、どうか。

2件目は、災害時の避難等についてです。

全国的に未曾有の災害が続いていますが、台風や大雨は地震と違い予測ができる、ある程度備えもできます。台風15号での経験から、町でも多くの方が対策し、台風19号では早めに避難所に避難される方が増えました。しかしその一方で介助や支援の必要な方が避難できる福祉避難所やペットと同行避難できる避難所についてなどの課題も出てきました。

また、10月25日の大雨では各地で、保育園児や幼稚園児、学生などが帰宅困難になった事例もあります。そこで、2点質問します。

①国や県から避難関連の通知が来ていると思うが、その内容をどう考えるか。

②町の避難所の開設や避難勧告の発令などについて不都合な点はなかったか。避難所の多様性への対応や、早めの休校や下校判断など対策を強化する必要があると考えるが、どうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

#### ○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「町の情報発信・伝達について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「災害時の情報発信について、どう考えているか」ご質問の2点目、「発災以後、数日間情報の取得や発信が困難な状態にあったことから、町は情報発信力を高める必要があると考えるが、どうか」についてでございますが、関連がありますので、一括してお答えさせていただきたいと思っております。

今回の災害を振り返りますと、発災当時、県内で約64万件の停電が発生した訳でありまして、本町も町内全域が停電となり、庁舎周辺の電力が復旧したのは、被災翌日の9月10日夜9時55分頃でありました。それまでの間、対策本部においては、庁舎非常用電源によりまして、本部機能を維持しておりました。加えて、停電による基地局等の機能停止の影響で、固定電話や携帯電話も不通となりまして、外部との通信手段は、衛星携帯電話のみとなった訳であります。まさに、自治体の手足をもがれた状態に陥り、情報伝達手段を電子機器に依存している現代社会の現状を痛感させられました。

このような状況下において、被害の情報収集に関しては、いち早く、人海戦術に切り替え、町内を職員が巡回し情報収集を行い、さらに各区にご協力頂き、地域における独自調査によって、災害の全容把握に努めたところでございます。

当時、各区の役員の皆さんには、ご自身や地域が甚大な被害を被っていたにも関わらず、町からの要請に応じ、迅速にご対処いただきまして、改めて感謝を申し上げる次第

でございます。

また、住民への情報伝達手段としては、防災行政無線、車両広報、防災安心メール、災害掲示板の設置などの手段を使い、情報伝達に努めたところであります。防災行政無線については、停電中もその通信が途絶しないように、いち早く保守業者へ協力を要請しまして、役場本庁の親局、鋸山中継局の通信確保に努めました。途中、中継局のバッテリーから手動発電機への切り替え、一部の屋外子局復旧への対処も要しましたが、車両広報と併用しながら町民への情報伝達は途切れることなくできたと考えております。

町内全30か所の屋外子局の整備、全戸に配布している戸別受信機は、災害下での心強い情報伝達手段であるということが改めて確認されたと思います。

インターネット回線が開通した後は、町ホームページ、防災安心メールによる避難情報、支援情報などの災害関連情報をお知らせいたしました。防災安心メールにあたっては、現在、1,070名程度の方が登録されておりまして、長期停電と災害対策本部が被災した厳しい環境の中、地域やボランティア、関連業者のご協力のもとに、職員の創意工夫と状況判断によって、情報の発信は適切に行われたものと思っております。

しかし一方では、情報を入手できず、自治体も町民も大きな不安を抱えながら災害対応に臨まなければならない、今後も情報を送る側、受け取る側双方ともに、様々な手法で取り組んでいくことが重要と考えられるところであります。

今回、表面化した課題としては、災害時の有効な情報伝達的手段として、社会的ネットワークであるソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用が挙げられます。発災直後は、被害状況が国県に集約されなかったことから、メディアではほとんど取り上げられなかった鋸南町の情報は、SNSによりまして情報拡散され、その情報を覚知したメディアが報道することによって、民間の支援物資、またボランティア募集などが広がっていきました。電話回線がつながりにくい状況でも、フェイスブックやライン、ツイッターといったSNSでは、必要な情報を手軽に発信、収集することもできる訳であります。今までは、観光情報の発信などに限定して活用していたSNSが、災害時の情報発信力を高める有効な手段であり、大きな役割を担っていくことを改めて認識をしたところであります。

発信する行政側だけでなく、受信をされる側も、積極的に新しい技術を導入することが、自身の命を守ることにつながることにもなりますので、相互の工夫が必要と考えているところであります。

2件目の「災害時の避難等について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「国や県から避難関連の通知が来ていると思うが、その内容をどう考えるか」についてでございますが、内閣府が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」、環境省が作成した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」及び「避難所運営ガイドライン」、人道憲章と人道対応に関する最低基準（通称スフィア基準）など、関連する通知等は多数存在し、町としてもできる限り、その指針に沿って進めていく考えであります。

今回の災害の経験から申し上げますと、ひとたび災害となった場合は、マンパワーの

不足、災害の度合いによりまして、担当職員の対応には工夫も必要であること、瞬時の状況判断が求められること、避難者の皆さんの相互理解が重要なことなど、学ぶ点が数多くございました。様々な指針を適切に運用して、災害を最小限に食い止めるためには、日頃の災害対応への研修や訓練を重ねる他、被災地での災害マネジメントや支援を実践した人材の登用、あるいは町職員の被災地派遣等による人材の育成が重要であると痛感しております。

ご質問の2点目、「町の避難所の開設や避難勧告の発令などについて、不都合な点はなかったか。避難所の多様性への対応や、早めの休校や下校判断など対策を強化する必要があると考えるが、どうか」についてであります。町が指定する避難可能な広域避難所及び避難所は9箇所ございます。その他、避難者を収容できない場合は、追加で5箇所を開設するとしております。そのうち、今回の台風被害の際には、鋸南中学校、B & G海洋センター、道の駅保田小学校が被災しました。今後の自然災害に対処するため、予算措置を講じ、被災施設の早期復旧に努めております。

次に、避難勧告等の状況であります。台風15号では、大雨警報の発表や台風の上陸が深夜から未明になるとの情報を受け、明るいうちに移動できるよう、上陸の前日、9月8日の午後4時45分に一部の避難所を開設して自主避難を促しました。

翌9月9日午前3時に土砂災害警戒情報が発表され、激しい暴風雨の中、夜明け前であったことを踏まえ、土砂災害警戒区域内にお住まいの方を対象に、建物内で安全を確保するよう防災行政無線で呼びかけを行いました。

午前5時35分に、周囲の状況等を踏まえまして、土砂災害警戒区域及び河川周辺にお住まいの方を対象に、防災行政無線による避難勧告を行ったところでございます。

この台風15号では、公的避難所の他、区のコミュニティセンターなど合わせて6箇所、最大で82人の方が避難されました。

台風19号に関する対応であります。10月12日の早朝に大雨警報の発令が予想されたことから、台風15号と同様に、明るいうちに移動できるよう、前日10月11日の午後4時に避難所を開設して自主避難を促しました。その後、大雨警報の発表、河川の増水等を踏まえて、翌12日の午前8時55分、町内全域に避難勧告を行いました。

この台風19号では、公的避難所の他に、区のコミュニティセンターなど合わせて20箇所に最大で、1,060人が避難されました。ご質問にある避難所の多様性の視点としては、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のための福祉避難所については、地域防災計画の方針に基づき、町内の特別養護老人ホーム鋸南苑と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、災害発生時の要配慮者等の受け入れ施設を設けております。

台風15号では、当該施設の電源供給が停止したことから避難者の受け入れはできませんでしたが、19号の際には、要配慮者7名とその介助者8名の受け入れを行っていただきました。加えて、福祉避難所の指定はされておりましたが、町内のグループホーム和季からも台風19号の際には受け入れの申し出があり、要配慮者9名とその介助者2名の受け入れを行っていただきました。いずれも、保健福祉課において、避難

の必要性の高い要配慮者等の方に、事前に福祉施設等の利用をご案内させていただき、要請に応じたものでございます。今後も、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に掲げられている高齢者、障害者、乳幼児やその他の特に配慮を要する方に対する福祉避難所の設置につきまして、利用可能な施設の把握に努めて協定等を行う中で、施設の拡大に努めて参ります。また、一般の避難所においても、要支援者の方々への対応として、移動式ベッドを事前に用意するなど、必要な対応を講じられるよう、環境整備を進めて参ります。

次に、ペットとの同行避難であります。原則、お断りをしていましたが、一般の避難所では、一般避難者に影響のないスペースを確保するなど、臨機の対応を図り、ペットをゲージに入れていただき、受け入れを行いました。動物アレルギーの方もいることから、ペット連れの避難者は別途避難場所を指定するなどの対策も必要であったと思われれます。

町としての初動避難の対処の考え方は、原則、避難されてきた方をすべて避難所に収容することを最優先事項として考えております。命の危険を感じて避難されて来る方をお断りすることのないよう、一人一人の避難所スペースが狭くなろうとも、避難者にご理解をいただき、対処して参ります。

次に、保育所、幼稚園、小中学校の児童生徒への対応であります。あらかじめ災害の発生が予想される場合には、教育委員会を中心に学校間で情報を共有し、対応策についても協議する体制が構築されております。

情報の伝達については、学校と保護者との情報伝達を迅速かつ的確に行うために、SNSを利用した情報掲示板を活用しております。また、災害により保護者が学校等へ子ども達を迎えに来なければならない状況を想定して、保育所、幼稚園、小中学校が同時に引き渡し訓練を、毎年実施しているところでございます。災害時の円滑な引き渡しの他、児童、生徒、あるいは来訪者の帰宅困難者の対策に関しては、一般避難者と同様に安全な場所に待機していただくことを大前提に、平時から事前準備を整えて参りたいと存じます。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく申し上げます。

## ○議長（青木悦子）

笹生あすか議員、再質問はありますか。

1 番 笹生あすか議員。

## ○1 番（笹生あすか）

1 件目の質問、情報発信・伝達についての再質問を幾つかします。

答弁の中で「SNSが災害時の情報発信力を高める有効な手段であり、大きな役割を担っていくことを改めて認識をしたところ」と、ありましたが、災害時は通信障害などもあって、ホームページなどの「重い」と言われている画像やデータの量が多いものを「重い」とよく言われますが、「重い」ネットには接続できない状況があったと思います。逆にアプリと「軽い」ツイッター、とても「軽い」と言われているツイッターが効果的

だと考えます。鋸南町の公式ツイッターを開設する予定はありますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

近隣の南房総市、また館山市などでも既に公式なアカウントを取得してツイッターで情報発信を行っているようでございます。町長からの答弁でもありました通り今回の災害では、ツイッターによる情報の拡散が全国から物資、また支援等大きな効果があったものと考えております。導入について、検討を図って参りたいと思います。

その中で、検討すべき例としまして、新たなツールを増やすということによって、防災行政無線やホームページ、あるいは防災安心メール、電話対応等、情報の統制を図っていかねばならないということでございます。非常時、職員が不足する事態の中で、業務を十分に遂行できるかといったことを検討して参ります。

また、クレームや誹謗中傷といったようなこともありまして、そういったものに対して適切に対応できるかといったことも検討したうえで導入に向けて進めて参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。

笹生議員。

**○1番（笹生あすか）**

電波がないということで、沢山の方が困っていました。海辺は電波があるということで、私自身も実際にそういう体験をしましたが、海沿いに沢山の方が来られて、携帯電話を海沿いだったら使えるという状況で、鱧ヶ浦の辺りとか車が停まって携帯電話を使用されている現状もありました。鋸南中に災害用のWi-Fiがあるということを最近、災害時に使用できるWi-Fiがあるということを最近知りました。このことを知っている町民はほとんどいないのではないかなと思います。このことを周知させて、ぜひ今後の災害に役立てて欲しいと考えますが、どうですか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

災害時に活用可能な通信手段としまして、町民の皆様機会を通じてこれから周知をして参りたいと思います。なお、災害用のWi-Fiであっても、その拠点、そのものに電源供給がされていないといけないということと、通信事業者の基地局等が機能していないとそれは利用できないということもありますので、その辺をご理解いただきたいと思います。今回、町内全域が停電ということでございましたので、災害用のWi-Fiの活用ができなかったということも実態としてありましたので、その辺はご承知おきをいただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。



笹生議員。

**○1番（笹生あすか）**

電気もですが、ガソリンの燃料も手に入らなかったりで、私の住む保田地区、吉浜から保田にかけてや、役場本庁まで行くことがとても困難な住民も多かったです。保田地域はすこやか、佐久町地域は笑楽の湯、老人福祉センターがありますけれども、充電や支援物資を置いて欲しい、もっと有効に使って欲しいという声も多かったです。そのことを町の方にお伝えしたら、今回すぐ対応してくださって支援物資の分配などしてもらってすごく助かりました。今後の防災計画を見直して途中で、各拠点を支援物資の分配というものだけでなく、情報発信の場としても役場本庁に行かなくても、そこに行けばある程度の情報が得られるなどの場としての強化をしていく必要があると考えますが、どうですか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

今回、発災の直後、役場の本庁では、自家発電によって限定した機器や照明などについて、電源の供給が可能でしたが、電話やインターネット回線につきましては、関係事業者の設備、基地局等の機能停止によりまして通信機能は衛生携帯の他、利用ができませんでした。その後、電気通信事業者によりまして、仮設の中継アンテナが設置されたことによりまして、一部サービスの利用が可能となったところでございます。ご質問の拠点の機能強化にあたっては、施設自体の非常用電源の整備あるいは燃料等の確保に加えまして、職員等の人的配置であるとか、電源供給あるいは電気通信事業者による災害時の対応が不可欠になるのではないかと思います。今回の長期に渡る広域的な停電ということでございまして、今後、国、県がこのことについて検証をして、対策を講じることになると思います。その検討結果を受けまして必要な施設整備あるいは対策を検討して参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

広報車両に関してですが、少ない職員がすごく一生懸命町を走り回ったり、疲弊した状態で頑張っている姿を見ていたので本当に大変な状況だったというのも私も分かるのですが、少ない職員で広報車両を回すということには限界があると思います。今回、民間企業が協力してくださって山間部などの情報が届きにくいエリアを中心に回ったとも聞きました。今後も民間企業などと連携した防災計画も必要かと考えますが、どうですか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

議員おっしゃられる通りで、今回の災害では、ボランティアの活動として広報車両をご提供いただきまして、町内の循環広報に努めていただきました。人員、機材が不足している中で、広報車両と人的支援については、大変ありがたく有効でありまして、今後ともご協力をいただきたいと思いますと感じております。一般の企業や団体あるいは電気供給事業者などに広報車両を保有する企業等を把握する中で協力を仰いでいきたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

1件目の答弁の中で「発信する行政側だけでなく、受信をされる側も、積極的に新しい技術を導入することが、自身の命を守ることにつながることにもなりますので、相互の工夫が必要と考えます」と町長答弁にありました。

今後、町民対象に「SNS講習会」などを開催することは考えていますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

今回、答弁の中にありましたが、大変SNSが有効だということでございますので、できればスマートフォン等をお持ちの町民の皆様には、防災安心メールの登録はもちろんですけれども、SNSの情報収集、発信できるような環境をご自身で整えていただきたいと思いますと思っております。そういった意味で今、ご提案のありました講習会については、民間の事業者の協力を得ながら開催に向けて検討を進めていきたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

続いて2件目の質問の再質問です。

支援が必要な高齢者や、障がいのある方が、どこに避難したら良いのか分からなくて不安だったとの声も多く聞かれています。町の保健福祉課からの案内があったと答弁の中にありましたが、例として私の家では、要介護5の父を介護して、身体障がい者1級の妹がいるのですが、そのような案内はありませんでした。父の場合は、医療ニーズが高いので、すぐに台風15号の時はケアマネージャーさんの方から入院を勧められて、すぐに入院できたので問題はなかったのですが、今後のことも考えて医療ニーズの高い人はもちろんなのですが、支援が必要な方は、日頃から災害時は、どうしたら良いのかなど、もちろん個々に準備が必要になるのですけれども、福祉避難所など公のものの周知を強める必要もあると考えますが、どうですか。

**○議長（青木悦子）**

杉田保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

今回の台風19号の関係におきます福祉避難所の開設でございますけれども、当初居宅介護事務所からの要請がございまして、こちらの方で当該福祉避難所へとやられている施設の方へと受け入れの状況が可能かどうかというところで確認させていただいたところでございます。当然、人数制限ございますので受け入れの制限人数または受け入れの条件、施設側におかれましても介助者がいないとなかなか受け入れができないということもございました。その中で、看護をされている方の、町内外の居宅事業所へと一応その旨の人数また条件等をこちらの方から全てご連絡した中で、こちらの方へと再度、介護事業所から依頼のあった方に関して一応各施設へ、鋸南苑さんばかりではないのですが、もう1箇所和季さんの方へもマッチングをさせていただいたところでございます。ご質問にあります通り1箇所しかないということのなかで、やはり当然不安になられている方も今後、おられると思われますので、その点で施設について他の施設の事業所さんの方へも受け入れが行われるよう、こちらからもお願いを申し上げていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

鋸南町は46%以上の方が高齢ということもあって、元気な方がとても多いですが、施設が足りない部分、そういう意味での施設が足りない部分もあると思いますし、福祉避難所という名前がなくても、今回臨機応変に、と答弁の中にありましたけれども、対応してくれてベッドを用意したりとかということがあったということもありますので、こういう心配がいらぬですよという、自分で用意とか準備もしつつ町もちゃんとありますよというのを周知させるだけでもかなりの方が安心できるのではないかと思いますし、そういう避難所に関して検討してもらえようように要望します。

今後も、今まで経験したことのない災害が起こる可能性が高いと考えます。他自治体では、10月25日の大雨で子どものお迎えに行き保護者が、道路が冠水してしまったところで被害に遭われた方もいます。鋸南町では、10月25日学校だったのですが、その大雨の際、下校時のトラブル等はありませんでしたか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

10月25日、大変大雨で激しい雨でした。改めまして、保育所、幼稚園、小学校、中学校へ確認いたしました。がトラブルはございませんでした。

保育所については、保護者のお迎え、幼稚園は、保護者のお迎えがあるのですが、こ

の日はちょうど年長さんの就園旅行で鴨川へ出かけていました。親御さんと一緒に年長者の方は帰ってきましたので、年少者の方もトラブルなく帰宅したと伺っています。

また小学校については、先ほどございましたとおりマチコミメールを使いまして、できましたらお迎えをとということで保護者の方に要請をしております。ほとんど方がお迎えに来られたそうですが、中にはまだ迎えにいけないからと学校においておいて欲しいと、そういう方もございました。また何人かの方は連絡が取れずにおりましたので、地域ごとに集団下校で教員が付いて帰宅の方を行いました。従ってトラブルの方はございませんでした。

また、今回大雨でしたから鋸南町の児童はスクールバスを利用しています。そういうことから、今回は担当室長がスクールバスの運行経路を巡回いたしました。今回に限らず先日の台風15号の時も、果たしてスクールバスの運行ができるか、またこれから寒くなりますが雪が降った時も巡回の方は行っておりますので、今後も引き続き子ども達が安全に登下校できるような体制作りはしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

子ども達が帰る時間に大雨が降っていたのですごく心配でしたが、町の職員が回っていると、ちゃんと引き渡し訓練を日頃からしているとか私、分からなかったことが知れたのでとても良かったです。

ペットの同行避難に関しては、各自治体の大きな課題となっています。全国的には、台風19号の際にペットと避難できずに自宅に残って浸水してしまってボートで救助された中学生がいたりだとか、あとは避難するのを止めてしまったことによって浸水して亡くなられた方もいます。

避難所が被災してしまい足りないとか、人命優先なのは重々承知していますが、ペットも大切な家族と思って過ごされている方も多いので、是非ペット同行可能な避難所を設置してもらえよう、要望します。

以上で、質問を終わります。

**○議長（青木悦子）**

以上で、笹生あすか議員の質問を終了します。

ここで、暫時休憩します。再開は午後1時30分からとします。

…………… 休憩 ・ 午後 0時06分 ……………  
…………… 再開 ・ 午後 1時30分 ……………

◎一般質問

◎3番 竹田和明

○議長（青木悦子）

休憩を解いて、会議を再開します。  
竹田和明議員の一般質問を許します。  
3番 竹田和明議員。

【ベルが鳴る】

○3番（竹田和明）

近年、全国各地で大規模な災害が頻発しています。本町につきましても、大変な台風被害に遭った訳ですけれども、確かに今、町の皆さんが考えているのは復興をどうしていくかということだと思っておりますが、ただ今から次の災害に備えるということも大事ではないかと考えております。

本町の行政機能ですが、一極に集中していて、仮に本庁が、例えば巨大地震とそれに続く津波等の被害を受けた場合、住民の避難誘導であるとか、救助であるとか、情報提供といった行政機能が完全に失われる事態というのも想定されるのだと思います。

そこで、リスク分散を図って、有事に行政機能を維持・存続させるため、支所、本庁に対して支所を開設すべきだと考えます。開設場所の候補として、これは1つの候補として挙げていますが、老人福祉センター（笑楽の湯）は、町のハザードマップの危険エリアの外にもありますし、また避難所機能も兼ね備えておりますので、それと旧佐久間小の再利用計画とあわせて検討が進められるということから適しているのではないかと考えております。

そこで、質問ですが、1点です。

老人福祉センターに支所機能を持たせることについて、町としてどのように考えるか。この点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。  
白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁いたします。

「老人福祉センターに支所機能を持たせることについて」お答えいたします。

令和元年9月定例会における大塚議員さんから「防災拠点の代替施設の整備状況について」の一般質問に対し、地域防災計画における努力目標として、町役場が浸水する恐れがあるため、代替施設を「老人センター」と「道の駅保田小学校」に設置し、防災施設機能の整備に努めることとし、また、臨時的な代替施設では、災害対策本部の機能の低下も予想されますので、今後、災害対策本部の代替施設の機能向上について課題を整理する必要があると答弁をさせていただきました。

今回、台風15号及び19号の災害における両施設の活用状況として、「道の駅保田小学校」は、校舎棟、体育館ともに耐震についての懸念もなく、海拔も15mと比較的高い所にありますので、津波被害の心配が少ない場所ではありましたが、暴風により、直売所の屋根や壁が飛散するという想定外の事態に陥り、結果的には、本来の防災拠点の機能を十分に発揮することができずに、被災以降、校舎棟と浴室棟のみで、避難者の受け入れ等を行ってきました。

一方、「老人福祉センター」は、昭和56年3月建築で耐震基準を満たしておらず、課題の残る施設ではありましたが、緊急的な措置として、今もなお、被災者の避難場所として利用しております。

本庁舎については、新耐震基準以降の建物であり、津波に関しても10mの津波を想定した浸水区域には含まれておりませんでした。稀にみる暴風によりまして、想定外の被害を受けたところであります。

幸い、本部機能を損なうことはありませんでしたが、災害対応に従事した職員は、今回の台風被害を経験し、災害時のリスク分散の必要性を強く認識いたしました。

さて、議員が支所機能としての活用をご提案される「老人福祉センター」は、町民や観光客など健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなど福祉の増進を図ることを目的とした施設で、住民票の発行や納税などの多面的な支所機能は有していないのが現状であります。

参考までに鋸南町史を振り返ると、昭和30年3月、佐久間村と勝山町が合併をしたときに、別の場所に佐久間出張所が存在し、その支所は、昭和34年7月に廃止された経緯もございました。

同施設と旧佐久間小学校を含めたエリアは、旧佐久間小学校跡地利用構想の中で、現在、佐久間地区活性化協議会で検討されている集落営農などの取り組みや、有害鳥獣対策の一環として取り組んでいる交流人口の増加策、あるいは佐久間地域の皆さんが目指す活性化施策などを総括的に検討し、今後の計画策定の中で、付加機能について検討を重ねていくことになると思います。

「老人福祉センター」を行政機能、避難所機能を兼ね備えた施設として活用する議員の提案は、佐久間地区の地域拠点としての位置付けからも大変参考となる訳であります。

一方で、人口減少や町財政の負担軽減、あるいは効率的な行政運営を進めるため、出先機関の集約を行ってきた経緯もある訳であります。また、現在、支所の機能を有している保健福祉総合センター内の町民サービスコーナーにつきましても、50項目以上の申請や発行等の業務に関しまして、事務の効率化や個人情報の保護、事務事業を適切に執行する観点から縮小を検討しているところでもある訳であります。

「老人福祉センター」は、現在、正職員は配置しておらず、また、戸籍や住民票、各種保険の事務手続きを行うための環境が整っておらず、人的、物的な整備等に相当の費用を要することも懸念されます。高齢化が進む中では、行政サービスを緻密にしていかなければならない一方で、人口減少に即した行政コストの削減も求められております。

所得税の申告会場や総合検診、選挙の投票所など、個別業務についても年々集約化を

図っております、行政コストの削減や職員定数に即した施設配置を考えていかなければなりません。

同施設への支所機能の再配置は、財政面や人的配置から大変厳しい状況であると言えます。現状でも、連絡機能や簡易な届け出等を送達するような業務は行っておりますが、その役割は限定的となっております。

今回の災害の教訓から、今後想定される巨大地震などの災害対策に備え、災害対策本部の代替施設はもとより、町全体を包括できる備蓄倉庫や燃料備蓄庫、救援物資の受入配分場所、支援部隊や災害ボランティア等の活動拠点など、災害対策として必要な機能と施設整備について、さらに整理して参りたいと存じます。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

竹田和明議員、再質問はありますか。

竹田和明議員。

### ○3番（竹田和明）

私の質問した主旨は、本町の防災ということでは必ずしもなくて、災害であるとか非常時にどうやって町の行政機能を継続するかということについて質問をしております。

特に本町につきましては、職員数も限られている中で今回、台風被害でも職員の皆さんが色々な役割をこなさなければならないということで、周辺の市町村と比べても通常の業務を維持するというのは、非常に本町は大変なことなのだと考えています。

今回も非常時ということで、職員の皆さんには対応していただいた訳ですけども、慣れない中でいかに必要な業務を継続していくかというのは、事前に計画を定めておかなければ、なかなか実際に災害が起こった時に対応しきれないのではないかとということで、そういった点での質問をしております。

特に災害が起これば、人の生命に関わるような問題に対処するということもありますし、それから通常の業務でも絶対に止められない業務というのがあると思うのです。そういった機能が今、勝山であるとか、保田であるとか、そういった地域に集中して、そういった行政機能が集中している訳ですが、先ほどの町長の答弁で10mの津波は大丈夫だということでしたが、他の市町村でも庁舎が浸水して、周りが水だらけになってしまえば庁舎そのものが使えなくなってしまうし、そういった時に代替施設をどうするかというのは非常に重要な点だと思います。

さらに、今回も明らかになりましたが、色々なボランティアさんであるとか、他の市町村から協力、支援物資の供給だとか、そういった援助があった訳ですけども、その受援計画というのも一つの課題であって、実際に災害が起きた時に町の内部の施設であるとか、そういったものをどうやって保護するかという防災だけではなくて、外部からの救援物資の受け入れであるとか、今回問題になった情報であるとか電気であるとか、そういったものの受け入れをどうやって継続して町を存続させていくかということが課題なんだと思います。

この業務継続計画と一般には呼ばれていて、BCPと略すらしいですが、BCPを事前に定めておくと、今回の台風被害を契機として、こういったBCPをあらかじめ定めておくというのが必要なのではないかと私は考えますが、その点町の見解を伺いたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

BCPの件についてお答えを申し上げます。町の地域防災計画では、大規模な地震が発生した場合を想定しまして、町民の生命、財産を守り生活の早期復旧を図ると共に行政サービスの提供を維持する必要があるために、災害発生時の行政機能の確保に必要な町の業務継続計画を作成するとなっております。今まで、地域防災計画自体がいわゆるBCP、業務継続計画だという見解でございました。

しかしながら、昨今の自然災害、巨大化をしておりますので、こういった状況を踏まえまして前年度、平成30年度の末からこの計画の作成に着手をしてきたところでございます。今回の台風被害の対応についても、事前の準備、計画等の必要性というのは実際に私共経験をして、必要性というのは実感をしました。

民間事業者においても、その必要性ということで策定に取り組んでいる事業者が増えているというようなこともございました。そういったことも踏まえまして、今後、計画策定を進めて参りたいと思います。残念ながら今回、被災ということで少し災害復興の方に対応を迫られておりますが、引き続き準備を進めて参りたい思っております。

**○議長（青木悦子）**

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

ありがとうございます。是非BCPの作成につきましては、着手されているということですので、早急に進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

今の行政機能が、先ほど申し上げたように勝山であるとか、保田地区に集中していると、それは町の施策、方針として機能を集中させることで効率化を図ろうということまで進めてきたのだという説明を町長からいただきましたが、町の防災マップを見ると、地震防災マップと津波防災マップとありますけれども、いずれも勝山・保田地区というのは危険エリアに指定されている。不安をおおるとかそういうことでは全くないのですが、でもここにそういった機能が集中しているということは、本当に大災害が起こった時に町のそういった行政機能の継続ということが、果たして大丈夫なのかということで今回質問をしております。

過去の資料を参照して見ると、例えば関東大震災であったり、元禄大地震の記録を見ると保田・勝山地区というのは被害がかなり大きいと、関東大震災の時に全半壊建物が保田・勝山では大体30%です。これに対して、旧佐久間村ですけれども全半壊率というのは0.8%であったという記録が館山の研究者の資料ですが残っております。死者数も保田・勝山で大体100人が亡くなっているようですが、旧佐久間村では3人であ



ったと。あと東京大学の地震研究所の資料もネットで検索したのですが、やはり勝山・保田地区で400名の方が亡くなって、住宅についても400棟位全壊したと、全壊よりもひどく、屋根が地面に落ちてしまった建物が400軒以上あったというような資料が残っています。

そういったことからすると、やはり行政機能の一部であっても佐久間地区であるとか、他でも良いのですが、町の中全体で見渡して比較的安全な地域にそういった機能をあらかじめ移しておくということは、何か災害があった時に人が移れば、そういった機能が発揮できますので、住民のデータであるとか、皆オンラインでつないでおけば、何か災害があった時に行政機能を維持できる可能性が格段に高まるのではないかと考えております。

質問は、佐久間地区にある老人福祉センター等、必ずしもこのセンターに限定している訳ではありませんが、このBCPにおける代替公舎、庁舎に代わる建物として位置付けて、災害時には同センターにおいて行政の業務継続が可能となるよう機能強化を図っておくことが必要だと考えておりますが、この点どのように考えられるかお聞きしたいと思います。

#### ○議長（青木悦子）

総務企画課長。

#### ○総務企画課長（平野幸男）

こちらも町の地域防災計画の中の代替施設として、笑楽の湯いわゆる佐久間の老人福祉センターと道の駅保田小学校に代替施設の設定をして、防災施設機能の整備に努めるというような記載がございます。その中で、その整備目標としましては、パソコンやホワイトボード、テーブルなどの事務機器の他に、通信設備、それから情報ネットワーク等の整備が掲げられています。現在、その中の最低限の整備はされていると認識しておりますが、さらに円滑に業務を進めていくためには非常用電源の確保であるとか、施設自体の整備について対策を講ずる必要があるのではないかと考えています。

特に必要な整備としまして、施設の耐震化であるとか、施設の拡張等、防災行政無線の親局の機能というのは今、本庁にございますが、そういったものも移行できるような形にしませんと情報発信というようなことで支障をきたすようなこともあります。そういった施設の整備が課題になってくるとは思われますが、防災計画にある代替施設としての整備については、今後も検討を進めて努めていきたいと思っております。

#### ○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

#### ○3番（竹田和明）

答弁の中で、この支所化、支所を開設するというのを支所化と呼ばせていただきますが、その支所化に伴う財政面や人的配置の現実的な問題としては、そういったことが問題になっているということですが、これについて最初から沢山の機能、保健福祉センターでは50項目程度ということでしたけれども、そこまで増やさなくても最初の段階では、その行政サービスの一部だけ移転するような形で、人的な配置の問題につきまして

も、今後A I化、A Iだとかそういったものがどんどん導入されてくる中で、必ずしも人数を沢山貼り付けなくても最低限の行政サービスが提供できる拠点というのを持つことというのは、必要があれば段階的に機能を拡大していくというような方法で、まず拠点作りというのをやっていったら良いのではないかと思う訳ですが、この点いかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

現在、老人福祉センターで挙げますと、連絡機能とか簡易な届け出というようなことで業務を行っております。また実際に支所として運営をしております「すこやか」の町民サービスコーナー、町長答弁にもありましたが、過去の例を挙げますと利用される町民の方も、それから私共行政側も当然利便性が高まるということで、取り扱い業務については、年々増加しまして現在50項目以上ということがございます。一方で自治体の業務は年々多様化をしております、特に個人情報の保護が厳格化されております、個別業務を適切にこなしていくためには、議員がおっしゃいました数の問題もありますが、その質と言いますか、人材を育成して適切に業務をこなすということも一方あります。そういった意味で、なかなかその機能を広げて行く初期の段階で、少ない業務をそれから段々拡大していくということについては、現状ではなかなか厳しい状況ではないのかなと考えております。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

町の方針として、これまでコスト削減であるとかということを目的に機能の集約化を図ってきたと、そういう方針で進められてきているというのは私も認識しておりますが、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、高齢化の中でそういった施策の見直しというのが必要なのではないかと。緻密化ということが言われていましたけれども、緻密化というのは、要するに今まで町全体で1箇所集中していたものをもう少し小さなエリアごとに区切って行政サービスが緻密に受けられるような、そういった面積の分割、グリットと呼びますけれども、今まで町全体という大グリットで考えてきた集約化をもう少し地域ごとに分割して、中グリット化を図ることによって高齢化で交通手段を持たないお年寄りであるとか、歩いてでもそういった支所であるとか、学校であるとか、郵便局であるとか行けるような、そういった町づくりというのが高齢化に伴って、そういった見直しというのが必要になってくるのではないかなと思うのですが、そういった意味では、今までの方針と変わっていくことになるのかもしれませんが、そういったことについての町の考え方について質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

### ○総務企画課長（平野幸男）

竹田議員のおっしゃったような小さな拠点というか、グリット化ということですが、地方創生の中でもそういった小さな拠点作りは提唱されていて、特に中山間地については、そういったものも必要ではないかという考え方もございます。

町の行政運営につきましては、今回の案件に限ったことではありませんけれども、住民のニーズに則したものでなければならないのですが、一方で町自体の財政を健全に維持運営していくということも求められておりまして、いかにそのギャップを埋めていくかというのが恒常的な課題でもあると思います。

施設の統廃合、職員の定数の抑制など、様々な行政改革によって今、町の財政は健全化と言いますか、そういったことを図って参りまして、ようやく脱却しつつある現状であったのですが、今回の台風によりまして、また復興経費が増大し、今後、人口減少によりまして町税等の自主財源の縮小というようなことも懸念されております。

行政コストを増やすということについては、様々な面から検証が必要と考えております。ちなみに佐久間地区の全体の人口900名位だと思うのですが、その人口の規模が今言われるグリットの最適化というようなことについても、やはり検証が必要ではないのかなと思っております。

### ○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

### ○3番（竹田和明）

人口の問題ということですが、本当に巨大地震が来た時に、私も今回の台風でここまで被害があるとは、台風前には思わなかった訳ですが、そこを改めて反省した次第ですが、今後の巨大地震というのもやはり可能性としては非常に高いと、30年で70%ですから。非常に高い中で、それに備えるということが必要だと思います。

私は佐久間に住んでいますけれども、本当に災害が起こった時には、特に危険エリアとされている勝山・保田地区、それ以外もありますけれども、そういった被災された方を佐久間であるとか、空家も結構ありますけれども、どうやって被災者を救助していくのかというのを町全体で考えていかなければいけない訳で、町全体での最適化と言うか、しかもその緊急時と言うか、いざという時に備えるという計画の見直しというのが、必要なのではないかと考えています。

今年の流行語は「ONE TEAM」だそうですけれども、町全体で「ONE TEAM」で最適な町づくりというのを是非考えていただきたいなと思って私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

### ○議長（青木悦子）

以上で、竹田和明議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。再開は午後2時15分からとします。

………… 休憩・ 午後 2 時 0 2 分 ………  
………… 再開・ 午後 2 時 1 5 分 ………

◎一般質問

◎ 2 番 早川正也

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

早川正也議員の一般質問を許します。

2 番 早川正也議員。

【ベルが鳴る】

○ 2 番（早川正也）

私からは、台風 1 5 号に続く豪雨災害について質問いたします。

令和元年 9 月 9 日の台風 1 5 号、その後の 1 9 号、1 0 月 2 5 日の豪雨と未曾有の台風被害で千葉県内、鋸南町では大変な被害が起きました。記録的な暴風雨に見舞われ家屋の被害をはじめ倒木、土砂の流入流出による道路の寸断等、その爪痕はいまだに残るところが多く、その後の長雨の影響により被害が増えていることもあり、復興には時間がかかるように思われますが、その復旧、復興について 2 件質問いたします。

1. 台風豪雨災害で被災した公共土木施設町道の被害状況、復旧状況について質問いたします。

今回の災害では、様々な公共施設に被害がありましたが、1 0 0 件以上の被害があった公共土木施設町道について、現在の復旧状況と今後の計画について質問いたします。

2. 町道の管理基準、異常気象に対する備えについて質問いたします。

今回の災害で、多くの路線が被害に遭った公共土木施設町道について、今までの設計管理基準に問題がなかったか、また今後の以上気象に対して、管理を見直す必要があると思うがどうか質問いたします。

以上 2 件を質問いたします。

○議長（青木悦子）

早川正也議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

早川正也議員の一般質問に答弁いたします。

「台風 1 5 号に続く豪雨災害について」お答えいたします。

ご質問の 1 点目、「台風豪雨災害で被災した公共土木施設町道の被害状況、復旧状況について」でございますが、今回の台風 1 5 号、1 9 号及び 1 0 月 2 5 日の豪雨では、強風と豪雨により、家屋被害や電柱の倒壊、山間部では倒木や土砂の崩落などにより、町

道が寸断されるなど、かつてない大きな被害をもたらしました。

特に台風15号の影響では、県内の広範囲に大きな爪痕を残し、町においても24時間降水量211mm、南南西の風、最大瞬間風速48.8mの暴風が吹き荒れた訳であります。

町道へは規模の違いはあるものの、倒木や土砂の流入によりまして約100箇所以上の災害が発生しましたが、そのほとんどが現在、通行可能な状態までに復旧しているところでもあります。これにつきましては、発災時の各地区の区長さんや役員の方々の迅速かつ適切な町へのご報告、町においても復旧対応等をいたしました。その多くは、地域の方々との協力により早期の復旧がなされたものでございます。

改めて災害時における行政と地域との共助の重要性を痛感したところでございます。各区長さんをはじめ各地域の方々へ、この場をお借りしましてお礼申し上げるところでございます。

なお、被害が大きく現在も復旧されていない、山間部の道路災害箇所13箇所、河川災害箇所2箇所につきましては、現在、公共土木災害復旧事業として順次対応しているところではありますが、国の財政支援を受け実施するため、事業の性質上長期間になることから、ご不便をおかけすることがあるかと思っておりますが、1日も早い復旧に向け努めて参りたいと思っております。

ご質問の2点目、「町道の管理基準、異常気象に対する備えについて」でございますが、町では1級町道・2級町道・一般町道を併せ、481本、総延長約148kmの道路を町道として認定してございます。

これらは、町で整備を行ったもの以外に、民間事業者等の開発事業により整備された道路など、事業者等からの申し出により、その公益性を勘案し、認定したのもございます。その整備状況は、90%が舗装された道路となっております。

町道の管理については、町では、恒常的な管理を行うため、職員2名を専任で配置し、定期的な巡回により危険箇所を早期に発見し、修繕工事を早急に行うなど、対応に努めております。

また、各区長さんから地域の修繕要望も随時いただいております。これらの要望に対して職員が現場を確認し、緊急性を考慮しながら対応している状況であります。

町全域の道路状況を全て把握することは困難なために、各地域からの要望は大変有益でございます。

平成30年度におきましては、町道の本体及び排水路、安全施設等、約300箇所の修繕工事を職員により実施しております。また、要望の中には、専門業者による工事が必要なものもございますので、例年全体の要望を取りまとめ、緊急性及び公益性の高い箇所から順次対応させていただいております。町道の管理基準等は独自に定めておりませんが、国道及び県道の維持基準を参考に日常の点検等を行っており、それらも踏まえまして、今後も町の定期点検や地域との連絡を密にし、町道の保全を行うことで、適切な維持管理を行って参ります。

異常気象に対する備えとしては、過去に発生した災害等を考慮し、平常時における各

施設等の管理が大変重要と考えております。

町道関係の施設管理及び保全といたしましては、現在、調査や整備を行っている道路長寿命化修繕事業において、点検結果に基づき計画を立てて、不良箇所について、危険度の高い箇所から橋梁補修事業、トンネル補修事業を行っておりますが、町道等が災害等により寸断された場合には、最優先に対応する課題として、孤立集落への対応が考えられるところであり、孤立することによりまして安否確認ができず、ライフラインや物資の途絶等が想定され、直接生命にかかる問題となる訳でありますから、本町では、脆弱な土質や地形の条件等により、特に山間部において、孤立集落が発生する場合があります、日頃から想定箇所の点検を行うと共に、ひとたび発生した場合の対処方法等も更に検討する必要があると考えます。

町管理である町道及び農道はもとより、直接的な管理対象ではございませんが、県道・国道についても、施設を定期的に注視し、必要な場合は各管理者と連携を図り、異常箇所などの報告等を行うなど、引き続き町全体の道路保全に努めて参りたいと考えております。

以上で、早川正也議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

早川正也議員、再質問はありますか。

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

今、町長から答弁がありました山間部の道路災害箇所13箇所、また河川災害箇所2箇所について質問させていただきます。

最近、テレビの報道では非常にショッキングな地震の映像等が流れております。また関東北部では、最近地震の速報が頻繁に流れておりまして、本当に地震については心配なところであります。

町内の481路線の町道のうち、今後30年間で70%の確率で起こるとされる地震での津波の被害が心配される国道127号線の迂回路ともなる重要路線の1級町道及び2級町道はそれぞれ何路線あるか、またその被害状況について質問いたします。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

鋸南町の町道につきましては、1級の路線が7路線、2級の路線が8路線、その他一般の町道が466線で合計481路線となっております。

今回、台風関連で被災しました重要路線であります1級町道、2級町道につきましては、1級町道が1路線で1箇所、2級町道が3路線で6箇所になっておりまして、箇所数については、合わせて1級、2級で7箇所となっております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

早川正也議員、再質問はありますか。

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

それだけ1級、2級町道、先ほどもありましたけれども、127号の迂回路となる町道です。早急な対策が必要ではないかと考えます。

続きまして、今回の災害では、国の激甚災害に指定されていますが、国の災害査定の予定及び復旧の見込みについて質問します。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

今回の災害箇所につきましての今後の予定ということですので、台風15号関連につきましては、災害査定については、11月28日と29日で災害査定は終了しております。また台風19号につきましては、来週の12月18日に災害査定が実施される予定となっております。また10月25日の豪雨関連の災害査定は、来年1月の予定となっております。

なお、今回の台風また豪雨については、関東全域、かなり災害も多くなっておりますので、多くの災害の査定が行われる予定でありまして、台風15号関連は第5次査定、台風19号関連は6次査定、10月25日の豪雨関連については8次査定という予定になっております。

また、今後の復旧の見込みについてであります。全体で15箇所ある訳ですが、査定の完了後は迂回路等一部支障がある所、また緊急性が高い箇所や工事規模等を勘案しまして順次、事務手続き及び工事の発注を進めていきたいと思っております。

また、いずれの工事も数か月の工期を要することから最終的に全ての工事の完了は来年になります令和2年の8月位までになるのではないかと考えております。現在でも一部通行止めとさせていただいている区間もありまして、長期間となりまして、地域の皆さんには大変ご不便をおかけしますが、工事については、受注の業者とも協議をしまして工期の短縮については、努めていきたいと考えております。少しでも早い工事の完成を目指していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

早川正也議員、再質問はありますか。

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

続きまして、台風災害が発生した9月から11月までの鋸南町の雨量は過去の平均が同月3箇月で約548mm、また令和元年は954mmとの情報があります。これは、過去にない雨量になっています。

このことにより、河川の被害箇所は長雨により被害拡大が懸念されていますが、現状

についてどうか質問いたします。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

今回は河川が2箇所でありまして、またその他道路災害につきましては13箇所になる訳でありまして、全ての箇所につきましても災害査定等、工事の着手にかなりの時間を要するために、その間に被災箇所の範囲が拡大する可能性はございますが、工事発注までは適切に現場管理を行って参りたいと考えています。

また、今回の一連の災害箇所につきましては、河川、道路におきましても、多少の土砂の崩れ等は想定されるものの現在では、大きな被害拡大に至る状況等は認められていない状況であります。各現場については、十分な管理をしていきたいと考えています。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

また雨が降りましたら、十分に管理の方、また調査の方を行っていただきたいと思えます。

また、道路は河川と並行また交差している箇所が多いですが、今回の災害で河川の氾濫により道路災害が起きた箇所について状況がどうか、また今後の対応についてご質問します。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

今回の災害で、河川による影響の部分がないかというご質問であります。今回河川の氾濫で発生した道路災害は、小保田地区の五十目川に平行して走ります町道2-205号線、通称川籠線であります。この場所については、現在一部通行止めをさせていただいております。なおこの場所については、平成25年度にも台風災害によりまして道路の崩落がありまして同様の災害になっております。

対応といたしましては、排水の改善によりまして災害復旧をしまして、近年では被災はいたしておりませんでした。今回の10月25日の豪雨時には、その前の台風15号、19号の度重なる影響によりまして前回の被害場所の直近の場所が崩落してしまったというところがあります。これについては、近隣の農地への影響もある訳ですが、地権者の皆様には大変ご迷惑をおかけしているところがあります。

今後の災害の復旧につきましては、国の指導に基づき行いまして、基本的には現状復旧で行う訳であります。復旧方法については、現場の状況を十分検討をしながら復旧方法等も再度、検討していきたいということで考えております。

以上です。



**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

今ありました2-205号線、通称川籠線ですけれども、平成25年に被害がありまして、4年、5年程度でまた同じ箇所被害があったということです。水路の設計等に非常に問題があるのではないかと懸念もありますけれども、それに対して現状復旧ということで対応ということですが、これが3度目と続けば「また何をやっているんだ」というような声になると思います。十分現状復旧をしていただいた上に今後、対応の工事を進める等、考えていただければありがたいと思います。

次ですけれども、自然災害での地下水の災害では、今鋸南町で沢山あります地すべりによるものがあると思います。今回の災害箇所について、地すべり防止事業の指定地域との関連はあるのかを質問いたします。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

今回15箇所の災害箇所のうち、11箇所が地すべり防止事業の指定区域内で発生しております。町内においては、山間部においては、地すべり地域が多い状況であります。発生の起因としましては、地すべりによるものか、災害によるものかを判断することは非常に困難であります。このため、雨量等の災害復旧事業の採択要件によりまして、実際の被害状況を確認しまして、何故壊れたか、何を復旧していくのかを選定いたしまして災害復旧事業として実施するものであります。

今回の台風及び大雨についても、異常な気象状況によりまして、道路、河川が被災したことを確認しておりますので、地すべり防止事業の指定地域内であっても災害復旧事業を適応して今後、実施していくということになります。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

鋸南町の少しの部分かもしれませんが、地すべり事業が完了してしまった地区があると思われます。もちろん災害時の復旧は、災害復旧ということで対応するのが当たり前だとは思いますが、地下水の流れ方が、結構山の中で変わってきているのではないかと思います。日頃少しの雨でも、雨が多く降った時には地すべりの役員さんもいらっしゃると思いますけれども、是非点検とか状況がどのようになっているのかを、是非皆さんで共有していただいて、今後の地すべり対策事業としても長期に渡って検討していく必要があるのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の災害による公共土木施設町道の現状に続いて、今後の道路管理について質問い

たします。

現在、行われている道路長寿命化修繕事業の結果及び進捗と今後について質問いたします。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

道路長寿命化事業についてということでありまして、これにつきましては、橋梁とトンネルの計画を作りまして随時行っているところであります。なお橋梁については、鋸南町については、町内で72橋、トンネルについては5つのトンネルがあります。

事業につきましては、5年に1度行います法定点検に基づきまして、策定をしております長寿命化計画を基に平成26年度から実施しております。トンネルにつきましては、昨年度までに全ての修繕工事を完了しております。また橋梁については、昨年度までに5橋が完了しまして、本年度は3橋を予定としまして、合計8橋の修繕工事が完了することになりまして、概ね計画通りに実施されているところであります。

今後につきましては、点検時に早期修繕が必要な判定があった橋は残り3橋でありますので、いずれも来年度には調査、設計を行いまして修繕工事に向けた工事着手が行われるよう事業を実施していくところであります。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

是非、道路長寿命化修繕事業をもって安心して渡れる橋梁等を整備していただきたいと思っております。

続きまして、先ほどの町長の答弁で、昨年度の道路維持について職員2名で対応しているとありましたが、年間300箇所 of 修繕箇所があるとのこと。この度の災害を受けて今後の対応について質問いたします。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

日常的な道路の修繕についてということですが、お話にありましたように日常的な道路の修繕に対応している専任の職員は、一定の技術的な知識を持ちます2名の職員で対応しておりまして、今後も同様ということと考えております。

また日常の業務ということで、昨年度は300箇所の作業を行っておりますが、作業内容につきましては、現場に人員等が不足する場合には、一時的に増員して実施している状況もありますので、今後も適宜、各現場によりまして対応していきたいと思っております。基本的に2名ですが、状況によりまして臨機応変に対応して、現場の作業は実施して、また管理も合わせて行っていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

今回の災害時において、役場の職員の皆様には孤立をなくすということで、非常にご尽力いただいたと思います。また先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、地元の方との協力により早期に孤立が克服できたことは大変喜ばしいことかなと思っております。ひとたび災害が起きますと、誰がどこにどのような対応ができるかというところが一番迫られるところだと思いますので、災害時におけるマニュアル等十分に考慮して今後、対応していただければと思います。

続きまして、昨今の異常気象、地震の発生が心配される中で災害時、町道の寸断にて孤立が想定されている地区について質問いたします。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、当町では山間部において土質や地形によりまして町道等への土砂の流入、また崩落によりまして孤立集落となる場合が考えられます。今回の災害でも一時孤立に近いような状況も起こった訳でございます。このため、日頃から想定箇所の点検及び対処方法をさらに検討する必要があります。また今回の災害にもありますように、一つの路線に複数の災害箇所がある場合がございます。先ほどの川籠線においても、今現在は一つの路線に3箇所の災害箇所があるということになっております。それらの場所につきましても、今後の災害等も考えられることから、今後の工事時期と着手時期も十分考慮しまして集落を孤立させない方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

是非、孤立の住宅をつくらないように点検また改良等を行っていただきたいと考えます。

以上で私の一般質問は終了しますが、この度の災害により町民が日頃使う公共施設等が大きな被害を受けてしまいました。全てを復旧するには時間がかかると思いますが、今回質問しました町道の復旧についても、予算と時間が多くかかると思います。今後、高い確率で想定されている今回のような台風ま豪雨災害また地震災害などを考え、道路及び周辺環境の早急な整備、設計、施工、管理をお願いしたいと考えます。

また町民の生活にとって道路維持は全てのライフラインの基本です。電気、電話、水

道も道路沿いに敷設されております。今回の15号の台風の時には、長期に渡り停電する箇所がございました。特に保田地区、鋸東3区及び大上本上、また特別養護老人ホームを含みます中原地区の一部等、最後まで電気が来ませんでした。そういった電気、ライフラインも今回の川箆線に佐久間の変電所より敷設され整備されております。その管理体制についても、管理するにあたっては、その町道を使って東京電力等が管理しているところでもあります。そのためにも町道の重要性というのは十分考えていかなければいけないものだと考えております。

また孤立しますと疾病、火災等の緊急時には山間部においては、今の消防車、救急車は大型化しておりますので、そういったものも入っていけないことになり、生命、財産に直結してしまいます。それなどを守るためにも道路管理は重要になります。

今後も想定される災害に備え、今は管理基準がない町道ですけれども管理基準を明確にし、日々の点検、修繕、改良を確実にを行い災害に強い町また町道を目指していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

**○議長（青木悦子）**

以上で、早川正也議員の質問を終了します。

**◎散会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 2 時 4 6 分 ……………

令和元年第7回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和元年12月11日 午前10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第1号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の制定について） |
| 日程第2  | 議案第2号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について）                        |
| 日程第3  | 議案第3号  | 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について                              |
| 日程第4  | 議案第4号  | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について   |
| 日程第5  | 議案第5号  | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第6  | 議案第6号  | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                  |
| 日程第7  | 議案第7号  | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第8  | 議案第8号  | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第9  | 議案第9号  | 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                     |
| 日程第11 | 議案第11号 | 鋸南町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第12 | 議案第12号 | 鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程第13 | 議案第13号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                   |
| 日程第14 | 議案第14号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                   |
| 日程第15 | 議案第15号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第16 | 議案第16号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                    |
| 日程第17 | 議案第17号 | 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |

日程第18	議案第18号	鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第19号	令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について
日程第20	議案第20号	令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第21	議案第21号	令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第22	議案第22号	令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について
日程第23	議案第23号	令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 笹 生 あ す か 議 員	2 番 早 川 正 也 議 員
3 番 竹 田 和 明 議 員	4 番 大 塚 昇 議 員
5 番 青 木 悦 子 議 員	6 番 笹 生 久 男 議 員
7 番 渡 邊 信 廣 議 員	8 番 小 藤 田 一 幸 議 員
9 番 鈴 木 辰 也 議 員	11 番 笹 生 正 己 議 員
12 番 平 島 孝 一 郎 議 員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和	副 町 長 内 田 正 司
教 育 長 富 永 安 男	総務企画課長 平 野 幸 男
税務住民課長 加 藤 芳 博	保健福祉課長 杉 田 和 信
地域振興課長 飯 田 浩	建設水道課長 平 嶋 隆
教 育 課 長 福 原 規 生	会 計 管 理 者 寺 本 幸 弘
総務管理室長 安 田 隆 博	監 査 委 員 柴 本 健 二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義 書 記 安 藤 睦

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

### ◎開議の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

議員各位にはご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第1 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の制定について）」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

#### ○税務住民課長（加藤芳博）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、「令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の制定について」でございます。

当町におきましては、台風第15号により甚大な被害が発生したため、また、その後の台風19号、台風第21号の影響による大雨被害などにより、台風第15号に起因する被害が拡大したこともあり、町税等を減免しようとするもので、地方自治法第179条第1項の規定により、11月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

第1条は趣旨でございますが、減免の税目として、表題の「町税等」が町民税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料であることを定めております。



第2条は、この条例で用いる用語の定義を定めています。

第3条は、減免対象の範囲として発災日の9月9日から令和2年3月31日までに納期限を迎える町税等とすることを定めております。但し書きでは、特別徴収に係る対象期間を定めております。

第4条から第8条は、それぞれ町民税、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料の減免に関する規定でございます。町民税、国民健康保険料、介護保険料には所得要件に関する規定も設けておりますが、固定資産税は固定資産が課税客体であることから、所得要件は設けておりません。

第8条は、端数処理に関する規定で、本条例で規定する割合が減免の上限となることから、減免額について100円未満の端数を切り捨てることとする規定でございます。

第11条は、虚偽や不正な行為により減免を受けた場合は決定を取り消す旨を規定するものでございます。

第12条は、納付済みの町税等にも適用することとし、減免相当額を還付することを規定するものでございます。

最後に別表ですけれども、損害金額を算定の基礎として規定している町税等の減免において、全壊、大規模半壊、半壊の被害割合を中欄のとおりみなして損害金額を算定しようとするものでございます。

本条例全体としては、被害割合の算定方法等、一部を除きまして、概ね国の示す例に準じた規定としております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第2 議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明をいたします。

専決処分のご承認をお願いいたしますのは、「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第6号）について」でございます。

9月9日の台風第15号によって被災した方に対する住宅応急修理等の支援あるいは、公共土木施設の災害復旧費などに係る予算10億9,001万3千円を、去る10月28日に専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものであります。

歳出から説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

2款総務費、2項、1目税務総務費261万2千円は、台風被害に係る町税等の減免業務について、臨時職員4名を雇用するための費用の計上でございます。

3款民生費、3項、1目災害救助費中、4節共済費から12節役務費は、復興支援業務について、臨時職員2名を雇用するための費用の計上でございます。

その下、13節委託料、住宅応急修理委託1億2,870万円及びその下、19節負担金補助及び交付金中、住宅応急修理補助金2億5,730万円のうち8,580万円は、被害判定が一部損壊のうち、損害割合が10%以上の住宅を対象に、修理に係る費用を支援するものでございます。

同じ項目、住宅応急修理補助金2億5,730万円のうち1億7,150万円は、被害判定が一部損壊のうち、損害割合が10%未満の住宅を対象に、屋根修理に係る費用を支援するものでございます。

その下、被災住宅修繕緊急支援事業補助金6億8,600万円は、被害判定が一部損壊のうち、損害割合10%未満の住宅を対象に、屋根の他、外壁や床等の修理費用の一部を補助しようとするものでございます。

いずれの費用も最大50万円までの支給となるものでございます。

次に、10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費1,400万円は、町道6箇所、河川2箇所に係る測量業務及び調査設計業務を委託するた

めの計上でございます。

続きまして、歳入ですが、6ページをお願いいたします。

はじめに、14款国庫支出金、2項、1目民生費国庫補助金、防災・安全社会資本整備交付金5,145万円は、一部損壊程度10%未満の住宅応急修理に対する国庫補助金で、限度額30万円に対し、補助率は2分の1となります。

次に、15款県支出金、1項、1目民生費県負担金、災害救助費負担金1億2,870万円は、一部損壊程度10%以上の住宅応急修理に対し、国県の負担金を計上したもので、限度額30万円に対して、負担率は国・県ともに2分の1で全額負担となります。

次に、2項、2目民生費県補助金、被災住宅緊急支援事業補助金7億319万円は、同じく、住宅応急修理に対し、一部損壊程度10%以上の上乘せ分について、限度額20万円に対し、補助率10分の8、6,864万円。それから一部損壊程度10%未満の屋根のみについて、限度額30万円に対し、補助率10分の3、3,087万円。同じく屋根のみを対象としたものの上乗せ分について、限度額20万円に対し、補助率10分の8、5,488万円。それから一部損壊程度10%未満の屋根の他、外壁等を対象とした費用については、限度額50万円に対し、補助率10分の8、5億4,880万円となります。

最後に、18款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金2億667万3千円は、基金を取り崩し、歳出に対する不足分に充当するもので、今補正後の基金残高は6億76万8千円となる見込みでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

#### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第3 議案第3号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

#### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第3号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」ご説明をいたします。

平成29年5月17日公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時、非常勤職員について、特別職の任用の厳格化及び臨時的任用の労働条件の適正を確保するとともに、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度を新設し、その処遇や給付について規定が整備されました。

改正地方公務員法第22条の2第1項において、一会計年後を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を「会計年度任用職員」と、同項第1号では、1週間あたりの勤務時間が一般職より短い時間であるものをいわゆる「パートタイム会計年度任用職員」と、同項第2号では、1週間あたりの勤務時間が一般職と同一の時間であるものをいわゆる「フルタイム会計年度任用職員」と、それぞれ定義されました。

当該改正が令和2年4月1日から施行されることに伴い、新たに定義されたそれぞれの職に関し、必要な事項を定めるものであります。

本議案につきましては、第1号会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員に関する、報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定でございます。

それでは、各条文の概要について申し上げます。

本条例は、14の条で構成しております。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、定義の規定であります。

第3条は、報酬に関する規定であります。

第1項では、報酬の額は規則に委任することとし、その範囲を月額及び日額、時間額で定めております。

第2項では、一般職の職員手当に相当する各種報酬と、期末手当、費用弁償の支給について、第3項は、その支給方法について規定するものであります。

第4条から第7条は、各報酬の支給に関する要件等の根拠規定でございます。

第8条は、期末手当の支給に関し、第1項第1号では、支給の基準を、第2号では、期末手当の額を定めております。

第9条は、支給方法の規定でございます。

第10条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出に関し、第11条は、報酬の減額に関する規定でございます。

第12条は、通勤に係る費用に関する規定で、一般職の通勤手当の例によるものとしております。

第13条は、出張に係る費用の弁償に関する規定で、一般職の例によるものとしております。

第14条は、必要な事項を規則委任するための規定でございます。

本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第4 議案第4号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第4号「第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」ご説明をいたします。

条例制定の趣旨につきましては、議案第3号と同様でございますので省略をさせていただきます。

改正地方公務員法第22条の2第1項、第2号において規定された1週間あたりの勤務時間が一般職と同一の時間であるもの、いわゆる「フルタイム会計年度任用職員」について、令和2年4月1日から施行されることに伴い、必要な事項を定めるものであります。

それでは、各条文の概要について申し上げます。

本条例は、20の条で構成しております。

第1条は、この条例制定の目的規定でございます。

第2条は、給与の支払方法の規定であります。

第3条は、給料について、正規の勤務時間による勤務に対する報酬と定義し、通勤手当他、諸手当は除くものとしております。

第4条は、給料表の規定で、第1項では給料表を別表第1のとおりとし、第2項では、給料表の1級、2級の分類について規定しております。なお、分類の基準となる等級別基準職務表は別表第2のとおりであります。

第5条は、職務の級及び号給の基準を規則に委任する規定であります。

第6条は、給料の支給に関し、一般職の例によるものとする規定であります。

第7条通勤手当から第18条期末手当については、諸手当及び給与の減額に関し、一般職の例によることとする規定であります。

第19条は、通勤手当等、諸手当の支給方法を町長が別に定めるとする委任規定であります。

第20条は、必要な事項を規則委任するための規定であります。

本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

3番 竹田和明議員。

### ○3番（竹田和明）

別表第1を見ると、この1級の第1号の給料月額が14万6,100円ということに

なっている訳ですが、フルタイムということですから、大体月170時間前後の時間になると思うのですが、そうすると1級の1号だと、いわゆる最低賃金を下回っているのではないかと思うのですが、その最低賃金法との関係でどうなのでしょう。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

この1級、2級の給料表は私共、一般職の職員の給料表の1級、2級をそのまま会計年度任用職員の給料表として置き換えておりますので、ただいま議員の最低賃金の関係については、問題ないと思っております。

**○議長（青木悦子）**

3番 竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

最低賃金法の見直しがあつて、確か今は920幾らになっていると思いますが、170時間で14万6千円だと最低賃金を下回っているので、その他の手当等が付けば最低賃金はクリアすると思うのですが、その辺の最低賃金法との関係がどうなのかなと思ひまして。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

議員のおっしゃるとおりですが、その中で、この級の中の号給を設定する中で、最低賃金をクリアするような形で設定する、例えばここで言うと1級の5号級が最低賃金をクリアするという場合には、そこにあてはめて任用するような形になります。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第5 議案第5号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第5号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、地方公務員法の一部改正が令和2年4月1日施行されます。

また、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が本年6月14日に公布され、地方公務員法の一部改正が本年12月14日に施行されます。

施行期日の異なる地方公務員法の一部改正に伴いまして、条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第2条、用語の定義についてであります。第1号、職員の定義に「地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」、いわゆる「フルタイム会計年度任用職員」を追加する改正であります。

第3条、旅費の支給についてであります。地方公務員法の一部改正により、成年被後見人又は被保佐人が欠格条項の規定から削除されたことに伴い、第3項における旅費を支給しない対象から除くための改正であります。

第2条の改正は令和2年4月1日から、第3条の改正は本年12月14日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。



討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第6 議案第6号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第6号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、地方公務員法の一部改正が令和2年4月1日施行されることから、本条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第18条、非常勤職員の勤務時間、休暇等についてであります。改正地方公務員法第22条の2第1項に規定される会計年度任用職員の勤務条件等について、規則に委任するための改正でございます。

本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第7 議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日施行されることから、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第1条、目的であります。地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の改正を行うものでございます。

次に別表の改正であります。第2条に規定する報酬、第3条に規定する費用弁償に関し、改正地方公務員法第3条第3項第3号において、特別職非常勤職員の任用が厳格化されたことに伴い、職名、区分、報酬及び旅費の額を整理するための改正でございます。

本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第8 議案第8号「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第8号「職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、地方公務員法の一部改正が令和2年4月1日施行されることに伴い、本条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第3条、休職についてであります。本条第1項において、一般職に関し、休職の期

間は3年を超えない範囲内と規定しているところ、会計年度任用職員の任期は、会計年度内と定められております。第1項の読み替え規定を追加する改正でございます。

本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第9 議案第9号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第9号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、地方公務員法の一部改正が令和2年4月1日施行されることから、本条例の一

部改正をお願いするものでございます。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第3条、減額の効果についてであります。職員の懲戒の方法及び効果は、地方公務員法第29条第4項の規定により、条例で定めなければならないとされており、第1号会計年度任用職員についても、本条例を適用するため、改正を行うものであります。

また、近隣市の状況を踏まえまして、減額の対象から勤勉手当を除くため、併せて改正を行うものであります。

本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第10 議案第10号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第10号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、地方公務員法の一部改正が令和2年4月1日施行されることから、本条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第7条第2項は、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給について、第8条は、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について、それぞれ規定しております。

会計年度任用職員について、いずれも適用除外とするための改正でございます。

本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第11 議案第11号「鋸南町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

#### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第11号「鋸南町職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、地方公務員法の一部改正が令和2年4月1日施行されることから、本条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第2条、職員の派遣についてですが、地方公務員法第22条の改正に伴い、引用条項を改正するものであります。

本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

#### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第12 議案第12号「鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第12号「鋸南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、地方公務員法の一部改正が令和2年4月1日施行されることから、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第3条、報告事項について、第2号会計年度任用職員を加え、第1号会計年度任用職員を対象外とするための改正でございます。

本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第13 議案第13号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第13号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

台風15号等の災害により復旧、復興に係る事務が増加したことに伴い、地方自治法第252条の17、第1項の規定に基づき、他の地方公共団体から職員の派遣を求めたところがございます。

同法第204条第2号の規定により、災害派遣手当等を支給することができるとされ、同条第3号において、額及び支給方法を条例で定めることと規定されておりますことから、本条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第4条、給料について、今回、条例に加える災害派遣手当て2つの職員手当に関し、給料に含めない旨を規定するものであります。

次に、第22条の3は、災害派遣手当について、第22条の4は、武力攻撃災害等派遣手当について、次のページに移りまして、第22条の5は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について、それぞれ、第1項では支給の要件、第2項では手当の額、第3項では規則への委任を定めたものであります。

本条例は、公布の日から施行し、本年11月1日から適用しようとするものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第14 議案第14号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第14号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

本年12月14日施行の地方公務員法の一部改正及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、本条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、本条例の一部改正を要する地方公務員法の改正内容は、成年被後見人又は被保佐人が同法第16条に規定する欠格条項からの削除でございます。

それでは、第1条関係の新旧対照表をお願いいたします。

1ページ、第23条、第23条の2、期末手当の規定から、2ページ、第24条、勤勉手当の規定、3ページ、第24条の2、休職者の給与に関する規定について、成年被後見人等が欠格条項から除外されたことにより引用条項、文言を削除、整理する改正であります。

3ページ、第24条第2項第1号、100分の92.5を100分の97.5に改めることにつきましては、千葉県人事委員会の勧告を受け、令和元年度の12月期の勤勉手当に係る基礎額に乗ずる率を改正するものであります。

その下、同項第2号、再任用職員に係る率につきましても、100分の45から100分の50に改正するものであります。

4ページから8ページは、別表第1、一般行政職給料表、それから9ページから23

ページは、別表第2、医療食給料表の改正内容であります。

なお、千葉県人事委員会勧告では、給料月額の変定率は0.14%の引き上げとなっております。

次に、第2条関係の新旧対照表、1ページをお願いいたします。

第12条の3、住居手当について、第1項では、支給対象とする月額の家賃を「12,000円」から「16,000円」に改め、第2項第1号において、区分を「23,000円以下」から「27,000円以下」に、控除する額を「12,000円」から「16,000円」に改め、同項第2号において、区分を「23,000円超」から「27,000円超」に、控除する額を「23,000円」から「27,000円」に、さらに控除した額の2分の1の上限を「16,000円」から「17,000円」に改めるものであります。

次に、1ページから2ページにかけて、第24条、勤勉手当について、第2項第1号、100分の97.5を100分の95に改めることにつきましては、千葉県人事委員会の勧告を受け、令和2年度以降の12月期の勤勉手当に係る基礎額に乗ずる率を改正するものであります。

その下、同項第2号、再任用職員に係る率につきましても、100分の50から100分の47.5に改正するものであります。

本条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第15 議案第15号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第15号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

第1条関係の新旧対照表をお願いいたします。

第3条、その他の給与について、特別職の職員の期末手当、12月の支給に関し、基礎額に乗ずる率を「100分の222.5」から「100分の227.5」に改め、令和元年度における年間の率を、6月期の「100分の222.5」と合わせて「100分の450」とするものであります。

次に、第2条関係の新旧対照表をお願いいたします。

特別職の職員の期末手当について、基礎額に乗ずる率を6月支給分「100分の222.5」から「100分の225」に改め、12月支給分を「100分の227.5」から「100分の225」に改め、令和2年度における年間の率を合わせて「100分の450」とするものであります。

本条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第16 議案第16号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第16号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

新旧対照表をお願いいたします。

第1条、目的について、本条例の根拠法である地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

なお、当該条項の改正は、平成28年4月1日に施行されたもので、項の削除により、第6項が第5項に繰り上げられたものであります。規定の内容に変更はございません。

本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第17 議案第17号「監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第17号「監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律及び関係政省令が、平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日に施行されることから、条例の一部改正をお願いするものであります。

この法改正により、市区町村に対して「内部統制制度」の導入が努力義務化されるとともに、監査制度の強化、地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直しが図られたことに伴い、規定の追加及び補完、引用条項の整理を行うものであります。

それでは新旧対照表をお願いいたします。

第2条、定期監査について、第2項において、監査委員が必要に応じ、「随時監査」及び「財政支援団体等監査」を実施できるよう規定を改めるものであります。

第3条、監査の請求等の措置について、現行の「住民からの事務監査請求」及び「長からの事務監査請求」に、「議会からの事務監査請求」、「住民監査請求」及び「長からの職員に対する賠償責任監査要求」を追加し、それら監査を「請求から5日以内に着手」から「60日以内に監査及び勧告を行うこと」に改めるものであります。

第4条、相手方への通知について、「財政支援団体等監査」を適用させるための改正であります。

第6条、例月検査について、現状に即し、「歳入歳出外現金」及び「基金」の保有額について、検査を行う旨を規定するものであります。

1 ページから 2 ページにかけまして、第 7 条、決算審査について、普通会計に加え、企業会計の決算審査、さらに健全化判断比率及び資金不足判断比率審査を行う旨を規定するものであります。

2 ページ中段、第 8 条、合規に関する審査について、引用条項の整理でございます。

第 1 2 条、その他必要な事項として委任事項について、監査等の実施に関する事項を監査基準で定める旨の規定を追加するものであります。

本条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、議案第 1 7 号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第 1 8 議案第 1 8 号「鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

## ○建設水道課長（平嶋隆）

議案第18号「鋸南町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

平成30年12月12日に公布された水道法の一部を改正する法律が、令和元年10月1日から施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者については、5年ごとに指定の更新を受けなければならないこととされたため、その更新に係る手数料を定め、及びその他条文の整備を行うため、鋸南町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により改正をお願いするものでございます。

それでは、「新旧対象表」をご覧ください。

右側に現行の条文、左側に改正案を記載してございます。

まずはじめに、第32条「手数料」でございますが、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に、第2号を新設し、「第7条第1項の指定の更新をするとき1件につき15,000円」を加えるものでございます。

次に、第38条「給水装置の基準違反に対する措置」でございますが、水道法施行令改正によりまして、「第4条」に水道法による給水人口の基準が定められたことによりまして、施行令第5条でありました「給水装置の構造及び材質の基準」が「第6条」に改正されましたので、同様に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行いたしたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（青木悦子）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

## ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

## ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

## ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



ここで、暫時休憩をし11時20分から会議を再開します。

………… 休憩・ 午前11時07分 ………

………… 再開・ 午前11時20分 ………

## ◎議案第19号の上程、説明

### ○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第19 議案第19号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第19号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について」ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ35億9,334万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億5,303万9千円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

人件費ですが、千葉県人事委員会の勧告に伴い給料・期末勤勉手当の見直し及び職員の退職、昇格、異動等に伴う人件費を反映させていただきました。

全体では123万9千円の減額をお願いいたします。

1款議会費、1項、1目議会費、13節委託料28万6千円及び18節備品購入費43万5千円は、台風により被災した議会中継配信機器の導入経費でございます。

2款総務費、1項、1目一般管理費、13節委託料107万8千円は、訴訟に係る弁護士への報酬の計上でございます

その下、14節災害派遣職員宿舍借上料126万円は、中長期派遣職員の受け入れのため民間アパート等を借り上げる費用で、来年3月末まで、3部屋分を見込みました。

13ページをお願いいたします。

15節庁舎南側事務所復旧工事884万7千円は、台風により被災した軒天井や窓ガラスなどの復旧工事の費用であります。

4目企画費、12節クレジットカード取扱手数料27万9千円及び13節中、豊かなまちづくり寄付金業務代行委託1,230万9千円は、台風被害を契機に寄付金額が増加したことに伴い、関係費用を増額するものであります。

同じく13節中、国土強靱化地域計画策定業務委託698万5千円は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、計画を策定するための費用であります。

19節コミュニティ施設修繕補助金300万円は、各区の集会施設等の被災状況に鑑み、修繕費用の4分の1を補助するための増額補正であります。

その下、同じく19節地域経済循環創造事業交付金5,000万円は、民間事業者が行う旧城西大学セミナーハウスのリノベーションに対し、初期投資費用を支援する当該事業を活用しようとするもので、交付金全額が国の負担であります。

15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項、4目老人福祉センター費、15節トイレ改修工事605万円は、2階トイレ等の改修費用であります。

5目介護保険費、28節介護保険特別会計繰出金1,341万3千円は、保険給付費の増額補正に伴う町負担分の計上となります。

16ページをお願いいたします。

9目障害者自立支援給付費、20節自立支援医療費1,270万6千円は、受給者の増加等に伴い増額するものであります。

同じく20節障害福祉サービス費1,448万4千円は、サービスの種類の変更や新たなサービスの需要を見込み増額するものであります。

23節償還金利子及び割引料409万5千円は、記載の国庫負担金に関し、平成30年度分精算による返還金の計上であります。

17ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項、3目環境衛生費、13節災害廃棄物処理計画策定業務委託484万円の減は、6市1町の広域廃棄物処理事業の財源として当該計画に基づく交付金を活用しないこととしたため、減額するものであります。

その下、19節家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金114万円は、要望に基づき新設1基、転換3基を追加で補助するための増額であります。

同じページの中段、2項、2目塵芥処理費、13節災害廃棄物処理委託11億1812千円は、損壊住家戸数を参考に発生量の推計値により全事業費を見込み、既決予算からの不足分を予算計上するものであります。

同じく13節損壊家屋撤去業務委託11億5,251万8千円は、台風により損壊した家屋のうち半壊以上について、申請に基づき町が撤去及び処分を行うための費用で、その下、19節損壊家屋費用償還金1,984万5千円は、既に所有者により解体された家屋に対し、費用償還として補助金を交付するための費用であります。

18ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項、4目園芸振興費、19節強い農業・担い手づくり総合支援交付金・被災農業者支援型7億2,000万円は、台風被害により被災した農業用施設、機械、倉庫等の修繕及び再建、撤去費用に対する交付金で、被災農業者の自己負担を10%とするものであります。

同じく19節当該交付金の被災産地施設支援対策500万円は、被災した共同利用施

設等の修繕や再建に対する交付金で、費用の50%を支援するものであります。

次に、2項林業費、1目林業振興費、13節支障木伐採委託339万7千円は、嶺岡林道3号線他、被災した林道の倒木等の処理委託の費用計上であります。

19ページをお願いいたします。

下段、7款土木費、3項、1目住宅費、15節町営住宅倉庫取壊工事352万円は、居住者用の倉庫が、被災して半壊状態となったため、倉庫及び残置物の撤去等を行うための費用でございます。

20ページをお願いいたします。

8款消防費、1項、2目消防施設費、19節消火栓改修事業負担金102万1千円は、保田駅前、地下式消火栓を改修するため、水道事業会計への負担金計上となります。

22ページをお願いいたします。

9款教育費、6項、3目町民体育施設費、11節修繕料180万2千円は、被災した海洋センターのプール屋根及び敷地周辺の街路灯修繕の費用であります。

15節海洋センター復旧工事3,429万8千円は、被災した体育館の窓、屋根、天井、内壁及び床の復旧工事費であります。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費1億4,300万円は、台風15号及び19号、10月25日の豪雨によって被災した町道13箇所の復旧工事であります。

2目河川災害復旧費1,050万円は、10月25日の豪雨で被災した河川2箇所の災害復旧工事であります。道路、河川復旧工事ともに、翌年度に繰り越すことを想定し、繰越明許費の設定をさせていただきました。

23ページをお願いいたします。

2項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費1,500万円は、被災した農地11箇所の復旧工事費であります。

2目農業用施設災害復旧費2,500万円は、被災した農道、水路及びため池、合わせて9箇所の復旧工事費であります。

3目漁港施設災害復旧費2,000万円は、被災した中央公民館西側、保田漁港吉浜護岸の復旧工事費であります。

4目林道施設災害復旧費4,780万円は、被災した嶺岡中央林道3号線3箇所及び金銅線1箇所の復旧工事費であります。

3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、15節中学校屋根等復旧工事4,000万円は、被災した教室棟、特別教室棟、体育館の屋根、ガラス、軒天などの復旧工事費であります。

16節野球場補修用原材料440万円は、台風により飛散した野球場の土を補充するため、黒土及び岩瀬砂を購入する費用であります。

24ページをお願いいたします。

4項、1目その他公共施設・公用施設災害復旧費7,344万7千円は、被災した役場本庁舎のトップライト、天井、車庫オーバースライダーなどの復旧工事4,301万

円及び第1分団詰所の屋根、外壁、車庫オーバースライダーなどの復旧工事3,043万7千円の費用計上であります。

次に、12款諸支出金、1項、3目豊かなまちづくり基金費2,627万2千円は、前年度の積立未済額と今年度中の寄付金額の決算見込みにより、基金に積み立てようとするものであります。

続きまして、歳入ですが、9ページをお願いいたします。

10款地方交付税、1項、1目地方交付税、特別交付税9億966万9千円は、災害廃棄物処理委託、損壊家屋撤去委託等に係る費用から国庫補助金を差し引いた額に対し、80%の特別交付税措置されることから計上いたしました。

12款分担金及び負担金、1項、1目農林水産業費分担金、農地災害分担金300万円は、農地災害復旧工事に係る受益者負担分20%を計上いたしました。

14款国庫支出金、1項、1目民生費国庫負担金1,359万5千円は、それぞれの費用について、国庫負担分50%を見込み計上いたしました。

2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金1億1,572万4千円は、それぞれの復旧事業費に対し、国庫負担分66.7%を見込み計上しました。

2節文教施設災害復旧費負担金2,160万3千円は、記載の復旧事業に対し、国庫負担分50%を見込みました。建物共済保険金の収入を見込んでの負担割合としています。

14款国庫支出金、2項国庫補助金12億3,425万4千円は、各事業の特定財源として、各々の補助率を見込み計上しました。主な項目の補助率を申し上げます。

中段、災害等廃棄物処理事業費補助金については補助率50%、その2つ下、地域経済循環創造事業交付金は事業費の全額、その下、農地災害復旧事業費補助金は50%、農業用施設災害復旧事業費補助金は65%、林道施設災害復旧事業費補助金は50%であります。

同じページの下段、15款県支出金、1項、1目民生費県負担金の3節障害福祉費負担金は、県負担分25%を見込み計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金5億6,582万6千円は、各事業の特定財源として、各々の補助率を見込み計上いたしました。

主な項目の補助率を申し上げます。中ほど、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、被災農業者支援型は、国30%、県40%、合わせて補助率は70%、その下、被災産地支援対策は、県補助金50%を見込みました。

17款寄付金、1項、1目豊かなまちづくり寄付金7,464万円は、寄付実績を踏まえ、年度末までの決算を見込み増額計上しました。

18款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金1億1,029万6千円は、基金を取り崩し、歳出に対する不足分に充当するもので、今補正後の基金残高は4億9,047万2千円となる見込みであります。

4目東日本大震災復興基金繰入金340万1千円の減は、災害廃棄物処理計画の策定延

期に伴い、当該事業への充当分を減額するものであります。

11ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項、6目雑入、1節市町村振興宝くじ交付金611万9千円は、公益財団法人千葉県市町村振興協会から宝くじの収益金の一部が交付されるもので、菱川師宣記念館主催事業に活用する予定であります。

21款町債は、今補正及び既決予算の各事業について、町財政の負担軽減を図る観点から、交付税措置の見込める地方債を充当するための補正であります。

1行目の過疎地域自立促進特別事業債から、3行目の老人福祉センター改修事業債は、過疎対策事業債で充当率100%を見込んでおります。

その下、公共土木施設災害復旧事業債から、最下段の災害対策事業債のうち、説明欄中ほどの農産物加工場災害復旧事業債は充当率65%、その他については充当率100%を見込んでおります。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費ですが、4事業につきまして、年度内に業務が終了しない見込みから、設定をお願いするものあります。

6ページ、第3表地方債補正は、歳入にてご説明いたしました町債について、追加、変更を行おうとするものであります。

25ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書となります。今補正後の年度末の残高は、表の右下にございますが、48億5,197万2千円となる見込みでございます。

26ページは、給与費明細書を添付しております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第19号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について」の説明は終了しました。

### ◎議案第20号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第20 議案第20号「令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

#### ○税務住民課長（加藤芳博）

議案第20号「令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ 2 2 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 1 億 5, 7 9 2 万 7 千円にしようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費、1 3 節委託料 1 3 万 3 千円の増は、制度改正に伴うシステム改修経費でございまして、被保険者番号の個人単位化に対応するための改修及び資格管理の効率化のため、在留資格の連携項目を追加するためのシステム改修を行おうとするものでございます。

5 款保健事業費、3 項、1 目施設管理費 4 万 7 千円の増は、千葉県人事委員会の勧告に基づき、特別総合保健事業の中で支弁しております職員 2 名分の給料、職員手当等、共済費につきまして増額しようとするものでございます。

3 項健康増進指導事業費 5 万円の増は、運動教室事業におけますポールウォーキング事業の増加に伴いまして、看護師報償として報償費 5 万円を増額しようとするものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

2 款国庫支出金、1 項、1 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1 1 万 4 千円の増は、歳出でご説明いたしました被保険者番号の個人単位化に対応するためのシステム改修に対する補助金でございまして、交付率は 1 0 分の 1 0 でございます。

2 目国民健康保険制度関係業務事業費補助金 1 万 8 千円の増は、同じく歳出でご説明いたしました資格管理の効率化のためのシステム改修に対する補助金で、交付率はこちらも 1 0 分の 1 0 でございます。

5 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金 9 万 7 千円の増は、特別総合保健事業に要する経費について、一般会計から繰り入れようとするものでございます。

以上で、議案第 2 0 号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第 2 0 号「令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」の説明は終了しました。

## ◎議案第 2 1 号の上程、説明

### ○議長（青木悦子）

日程第 2 1 議案第 2 1 号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

### ○保健福祉課長（杉田和信）

議案第21号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億680万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億1,302万円にしようとするものでございます。

今回の補正は、要介護者の認定者数等の増により、保険給付費の増が見込まれることによる増額補正、また県人勸に伴う人件費の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

保険給付費の補正につきましては、上半期の月平均実績を基に、今後の給付予定額を算出し、計上させていただきました。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目居宅介護サービス給付費でございますが、上半期において対前年度同期と比較し、8.8%の増となっており4,105万6千円の増額をお願いするものでございます。

第2目地域密着型介護サービス給付費は、上半期において対前年度同期と比較し、7.5%の増となっており790万7千円の増額をお願いするものでございます。

第3目施設介護サービス給付費は、上半期において対前年度同期と比較し、9.2%の増となっており4,398万2千円の増額をお願いするものでございます。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、上半期において対前年度同期と比較し、5.9%の増となっており348万8千円の増額をお願いするものでございます。

第3項その他諸費、第1目審査支払手数料は、上半期において対前年度同期と比較し、6.9%の増となっており5万9千円の増額をお願いするものでございます。

第4項、第1目高額介護サービス費は、上半期において対前年度同期と比較し、29.3%の増となっており479万3千円の増額をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第6項、第1目特定入所者介護サービス費は、上半期において対前年度同期と比較し、10%の増となっており544万8千円の増額をお願いするものでございます。

第6款地域支援事業費、第2項、第1目一般介護予防事業費2万5千円及び第3項包括的支援事業、任意事業費、第1目総合相談事業費2万4千円並びに第2目包括的、継続的ケアマネジメント支援事業費2万3千円の増額につきましては、県人勸に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金でございますが、歳

出、第2款保険給付費の目ごとの補正額に負担率を乗じ、算出された総計1,887万5千円を計上いたしました。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金853万9千円の増額ですが、歳出、第2款の保険給付費の補正額1億673万3千円の補助率8%を計上いたしております。

第4款、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金の2,881万8千円の増額ですが、歳出、第2款の保険給付費の補正額1億673万3千円の交付率27%を計上しております。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金、この介護給付費負担金ですが、歳出、第2款保険給付費の目ごとの補正額に負担率を乗じ、算出された総額1,581万2千円を計上いたしました。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金1,334万1千円の増額ですが、歳出、第2款の保険給付費の補正額1億673万3千円の負担率12.5%を計上いたしました。

第3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の7万2千円の増額ですが、歳出、第6款地域支援事業費における人勸に伴う人件費の増額負担分を計上させていただいております。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金2,134万8千円の増額につきましては、歳入に対する不足額を補うため、基金の取り崩しをお願いするものでございます。

なお、補正後の基金残高は653万6千円となる見込みでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第21号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」の説明は終了しました。

### ◎議案第22号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第22 議案第22号「令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

#### ○保健福祉課長（杉田和信）

議案第22号「令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。



2 ページをお開き願います。

実施計画に基づきご説明申し上げます。

はじめに資本的収入でございますが、第1款資本的収入、第2項、第1目企業債280万円の増額補正は、支出における医療機器の財源として企業債の借り入れで賄おうとするものでございます。

また、企業債の借り入れに伴い、1ページの第3条において、予算条文の改正をさせていただきます。

次に資本的支出でございますが、第1款資本的支出、第2項建設改良費、第1目有形固定資産購入費280万円の増額補正は、眼の検査に係る自動視野計の更新をお願いするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

令和元年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。令和元年度末における資金残高は、下段の948万5千円と見込んでおります。

4 ページから6 ページまでは、平成30年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、7 ページ、8 ページは、令和元年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

以上で、議案第22号「令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について」の説明は終了しました。

### ◎議案第23号の上程、説明

#### ○議長（青木悦子）

日程第23 議案第23号「令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 平嶋隆 登壇]

#### ○建設水道課長（平嶋隆）

議案第23号「令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

今補正予算は、人事異動及び給与改定等による職員給与、修繕費及び薬品費、一部委託事業終了によります事業費の補正、併せて令和2年度に予定いたします水質検査委託に係る債務負担行為の設定が主なものであります。

予算書の2 ページをお願いしたいと思います。

実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第1款水道事業収益を115万円増額し、5億1,500万6千円にしようとするものであります。

内訳であります、第1項営業収益、第3目その他営業収益は、本年度の配水管布設替え工事において消火栓改修工事实施によります一般会計からの負担金102万1千円の増額。

第2項営業外収益、第6目雑収益は、東京電力の原発事故損害賠償金であります水質検査費用が確定したことによりまして、賠償金12万9千円を増額するものであります。

支出では、第1款水道事業費を359万9千円減額し、4億8,427万8千円にしようとするものであります。

内訳は、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では、給与改定等によります職員給与費を3万円減額し、また加圧所ポンプ修理が必要なことから修繕費を25万6千円増額、夏季期間において天候不良等によりまして、原水の水質に一時的に異常が見られたことから、各種薬品の使用量が増加したため、薬品費75万7千円の増額。

第2目配水及び給水費では、職員手当等にあたる職員給与費を53万7千円減額し、漏水調査委託業務終了によります事業費確定のため、委託料34万5千円の減額、消火栓改修工事实施によります修繕費の102万1千円の増額。

第4目総係費では、人事異動等によります職員給与費を472万1千円減額しようとするものであります。

3ページをお願いいたします。

令和元年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、令和元年度末における資金残高は、3億6,121万2千円となる見込みでございます。

4ページ及び5ページは、職員の給与費の明細書でございます。

6ページをお願いいたします。

令和2年度に予定いたします浄水施設の水質検査委託に係る見込みの費用272万円は、本年度中に競争入札を実施するため、債務負担をお願いするもので、期間は令和元年度から令和2年度までの2年間であります。

7ページから10ページは、平成30年度鋸南町水道事業予定損益計算書及び予定貸借対照表、11ページから13ページは、令和元年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照願います。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（青木悦子）

以上で、議案第23号「令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」の説明は終了しました。

## ◎閉会の宣言

### ○議長（青木悦子）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日12日は、議案審査のため休会とし、最終日の12月13日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 0 時 0 2 分 ……………

令和元年第7回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和元年12月13日 午前10時開議

- |      |        |                                 |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議案第19号 | 令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について       |
| 日程第2 | 議案第20号 | 令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第3 | 議案第21号 | 令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について   |
| 日程第4 | 議案第22号 | 令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について   |
| 日程第5 | 議案第23号 | 令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について     |
| 日程第6 |        | 令和元年第5回定例会 議案第8号平成30年度決算認定について  |
|      |        | 1.平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算           |
|      |        | 2.平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算     |
|      |        | 3.平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算    |
|      |        | 4.平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算       |
| 日程第7 |        | 令和元年第5回定例会 議案第9号平成30年度決算認定について  |
|      |        | 1.平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算           |
|      |        | 2.平成30年度鋸南町水道事業会計決算             |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1 番 笹 生 あ す か 議 員  | 2 番 早 川 正 也 議 員   |
| 3 番 竹 田 和 明 議 員    | 4 番 大 塚 昇 議 員     |
| 5 番 青 木 悦 子 議 員    | 6 番 笹 生 久 男 議 員   |
| 7 番 渡 邊 信 廣 議 員    | 8 番 小 藤 田 一 幸 議 員 |
| 9 番 鈴 木 辰 也 議 員    | 11 番 笹 生 正 己 議 員  |
| 12 番 平 島 孝 一 郎 議 員 |                   |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白	石	治	和	副	町	長	内	田	正	司							
教	育	長	富	永	安	男	総	務	企	画	課	長	平	野	幸	男			
税	務	住	民	課	長	加	藤	芳	博	保	健	福	祉	課	長	杉	田	和	信
地	域	振	興	課	長	飯	田	浩	建	設	水	道	課	長	平	嶋	隆		
教	育	課	長	福	原	規	生	会	計	管	理	者	寺	本	幸	弘			
総	務	管	理	室	長	安	田	隆	博	監	査	委	員	柴	本	健	二		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事	務	局	長	笹	生	矩	義	書	記	安	藤	睦
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

**◎開議の宣言**

**○議長（青木悦子）**

皆さんおはようございます。

議員各位にはご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

**◎議事日程の報告**

**○議長（青木悦子）**

本日の議事日程を、あらかじめお手元に配布しておきました。

**◎議案第19号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第1 議案第19号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 早川議員。

**○2番（早川正也）**

それでは、質疑をさせていただきます。

補正予算書10ページをお願いします。

10ページの17款寄付金、1目豊かなまちづくり寄付金があります。7,464万円、今回の台風被害後、災害寄付金として多くの寄付金があったと思います。この寄付金7,464万円のち、24ページをお願いします。24ページの12款諸支出金、3目豊かなまちづくり基金費、25節積立金がございます。豊かなまちづくり基金積立金として2,627万2千円を積み立てていますが、積み立てた金額の差額の寄付金の使途について質問いたします。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

それでは、お答えいたします。

積立との差額につきましては、辰野町の方で代理に寄付をいただきました金額が概ね4,500万円、それからその後、町の方で災害支援金として受付をしましたのが、600万円、おおよそですが、すみません。5,100万円が予算計上で先ほど言った差し引きの額になると思いますけれども、これについては、基金には積み立てずに一般財源として使用します。その使用用途については、やはりご支援いただいた皆様にご説明できるように、どういった事業、いわゆる災害関係の事業に活用したかということで、その事業名については明らかにして参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

2番 早川議員。

**○2番（早川正也）**

寄付金もそうですけれども、災害寄付金もそうですが、この災害に対して多くの方から義援金をいただいていると思います。この義援金についてはどのように支給するかを質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

寄付金と同様に、義援金の方も12月9日までに、町の方には7,100万円を超える額が寄せられております。この配分につきましては、千葉県に寄せられた義援金を千葉県の配分委員会で各市町村の被害状況に応じて配分化されます。それと町でいただいた、ご支援いただいた配分額を合わせて被災者の皆さんに配分することになります。

今後の予定としましては、来週12月19日に鋸南町の災害義援金配分委員会を開催しまして、その配分方法等を決めていきたいと思っております。その後、年が明けてからになると思いますが、被災者の皆さんから申請をいただいて、順調に推移をすれば来年の2月には1次の配分ができるものと思っております。参考までに、千葉県の配分委員会は11月20日に開催されておまして、その後、町から千葉県の方へと12月11日に被害状況を含めて申請をしたところでございます。

**○議長（青木悦子）**

9番 鈴木辰也議員。

**○9番（鈴木辰也）**

予算書の17ページ、第4款衛生費、2項、2目塵芥処理費、13節委託料損壊家屋撤去事業委託11億5,251万8千円の対象家屋についてお伺いします。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

この損壊家屋撤去業務委託については、その下にあります費用の償還金と同様になりますが、この業務については、国の指導また事業費ほとんどが国から支援を受けるもの

でありまして、基本的な損壊家屋の認定基準としては、予算をお願いしているとおりに半壊以上の住家ということで、対象としております。

なお現在、実際の業務内容について、細部について近隣市と協議をしているところでありまして、当初では早めに広報させていただくとご報告いたしましたが、協議が整いましたら速やかに広報し、実施をしたいと考えています。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

9番 鈴木辰也議員。

**○9番（鈴木辰也）**

今、半壊以上の住家が対象ということでお伺いしましたけれども、この事業概要に「国庫補助事業により生活環境の保全上の支障を除去するため台風の影響により半壊以上損壊した家屋等について申請に基づき町が家屋等の撤去及び処分を実施する」というように書かれています。家屋等と書いてあるということは、住家以外の倉庫とか非住家の建物、そういった建物についても対象にするということは、なかなか難しいということでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

そうですね、今、近隣市と協議をしている中では、一例として住家に付帯する設備等については、どうしようかというようなことも検討していきまして、制度の整合性等も含めて検討しています。例えば、今、色々問題になっております危険家屋とか、そういったものについては、どうなのかというようなことも検討している訳ですが、危険家屋等については、従来から損壊をしていたというようなこともあって、今回の台風の影響でというようなことを判断するについては、非常に困難であるのではないかと考えています。

危険家屋については、基本的には従来からではありますけれども、所有者の方々の責任において処理していただくということは基本でありますので、そちらについてはそのような形で、今後も指導また助言等をして改善についてお願い等をさせていただき予定で考えています。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

9番 鈴木辰也議員。

3回目です。

**○9番（鈴木辰也）**

重々分かるのですが、町民の方で、やはり非常に今回の台風の被害で困っている方も大勢いらっしゃると思います。できる限り弾力的に運用できるものであれば近隣の市と検討をしていただいて前向きに町民の方に、町長もよくおっしゃっているように寄り添って、そのような運用をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。



**○議長（青木悦子）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（平嶋隆）**

そうですね、その点についても協議をしている状況でありまして、近隣市との整合性を図って事業を迅速に進めていきたいと考えています。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありますか。

7番 渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

24ページの10款災害復旧費、その他の公共施設・公用施設災害復旧の中の、工事請負費しかありませんけれども、第1分団の詰所復旧工事、これは2分団もそうですが、工事費が決まりました。そして、現在、かなりこれから風が非常に心配になりますが、修理するうえで屋根材はどんな形での修理になるのか、これが1点。

もう1点は、まだここには記載されておられませんけれども、災害保険の適用になっていると思いますけれども、今後、その保険金としてどの程度の補填ができるのか、この点が分かったら教えていただきたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はじめに、第1分団の方の詰所の復旧工事ではありますが、今あります瓦は、やはり風に弱いと言いますか、何度か被災を受けておりますので、今回復旧するにあたっては、ルーフィング、瓦からスレートと言いますか、そういったものに替えて復旧をしていきたいと思っております。

それからもう1点、建物共済のご質問だと思いますけれども、風害の場合には基本50%、2分の1と聞いておりますが、それは建物の築年数等で若干変わってくると聞いておりますが、基本的にはそういったことで保険金が支給されるものと認識しております。

**○議長（青木悦子）**

7番 渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

確認しますが、ちょっと1番の屋根材がちょっと聞こえなかったもので、その辺をもう一度、なんでやるのかももう一度、私だけかもしれないのですが、もう一度教えてください。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

スレートで施工する予定でおります。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありますか。

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第20号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第2 議案第20号「令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第21号の質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第3 議案第21号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第22号の質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第4 議案第22号「令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 早川正也議員。

### ○2番（早川正也）

それでは、2ページの資本的収入及び支出ですけれども、1款資本的支出、2項、1目有形固定資産購入費ということで、医療機器整備費280万円、自動視野計の購入費と聞いていますけれども、これについて購入の経緯をお願いします。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

現在、お願ひします視野計のものでございますけれども、8月の末に故障いたしましたので、修理の方もかなわないということでございまして、平成15年から使用していたものでございます。やはり耐用年数も5年ということの中で、やはり部品の方の調達もまかりならなくなったことによりまして、購入をお願いするものでございます。そして現在のところ、診療の方に支障をきたす訳でございますので、メーカーからレンタルでお借りした中で対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

2番 早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

鋸南病院は財政的にも大変厳しいと思います。高額な医療機器ですので、これを使って医療行為と言いますか、診察を行うと思いますけれども、それについて質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

こちらの視野計につきましては、概ね高齢者の方が多い当町においては、緑内障等、そういった病気を早期発見するためにはとても必要なものでございますので、その点で高額にはなりますけれども、購入させていただくということでご理解願いたいと思います。

以上です。

**○議長（青木悦子）**

2番 早川正也議員。

3回目の質疑になります。

**○2番（早川正也）**

治療の方向性も分かりました。これからできるだけ有効に使っていただきたいですけれども、広報と言いますか、患者さんの受け入れということに対して、最後に質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

やはり受け入れに関しましては、眼科の方、病院の方には、週1回という診療の日数的にも少ない中で、派遣をお願いしてやっているところでございます。そちらの中で、このような高い機械も使いますことですので、やはりこちらの方に関しましても、病院も含めまして広報なりしていただいた中で、患者さんの方で利活用と言いますか、多く

の方にご利用いただけるよう努力するよう広報して参りたいと思っております。  
以上です。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はございますか。

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第23号の質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第5 議案第23号「令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

## ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎令和元年第5回定例会 議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

### ○議長（青木悦子）

日程第6 令和元年第5回定例会 議案第8号「平成30年度決算認定について」

1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。

委員長から審査の経過および結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会 鈴木辰也委員長。

[決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也 登壇]

### ○決算審査特別委員会委員長（鈴木辰也）

決算審査特別委員会に付託されました、

令和元年第5回定例会 議案第8号「平成30年度決算認定について」

1. 平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

本特別委員会は、11月22日、午前10時から、役場2階委員会室において開催いたしました。

審査にあたり、各委員から多くの質疑、意見等がありましたが、要約して課ごとにご報告いたします。

最初に、平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑の内容を報告いたします。

はじめに、総務企画課関係についてですが、「平成30年度も行財政改革に取り組んだと思うが、その成果は」との質疑に対し、鋸南町行財政改革基本方針に基づいて実施しました。新規の取り組みとしては、人件費関係では管理職手当の定額化、施設運営関係では、契約電力会社の再入札行うとともに器具等のLED化を進め、休止施設の警備委託の廃止等を行いました。施設の有効利用としては、旧佐久間小学校の管理棟を解体しBBQハウスを建設、営業を開始した他、笑楽の湯にエレベーターを設置、濾過装置も

整備し、業務の効率化と利便性の向上を図りました。

また引き続き実施したのものとして、特別職及び管理職の person 費削減、有利な起債への借換え、道路橋梁や水産関係施設の計画的な長寿命化とコストの平準化等を実施しました。歳入面では、佐久間幼稚園、旧保田支所の貸し付け等を行い、増収を図りました。

経常経費については、来年度の予算編成でさらに厳しく見直していきたいと考えています。との答弁がありました。

「空き家等を活用した企業誘致支援事業は30年度で終了したが、その結果は」との質疑に対し、企業誘致支援業務委託において、ビジネスマッチングツアーと企業誘致活動を実施しましたが、いずれも成果が得られていない状況です。ネットカフェ業者の引き合いがありましたので、今後は、県のホームページを活用する等、事業推進を図りたいと考えています。との答弁がありました。

「防災行政無線保守点検には、倒壊した親局の支柱も含まれるのか」との質疑に対し、含まれています。年2回、保守点検を行っていました。アナログ柱のため交換予定ではありましたが、今後は低くするなど検討の必要があります。との答弁があり、「支柱は、ワイヤーで支えていたので、その錆びが原因ではないのか」との再質疑に対し、町内でも電柱が倒れる事例がありましたので、今回は想定以上の暴風であったと認識しています。との答弁がありました。

続いて、保健福祉課関係についてですが、「障害福祉費の支出済額が前年度に比べると1,159万円の減となった理由は」との質疑に対し、29年度は障害福祉計画を策定しましたが、3年に1度なので、その費用が減となったことと、重度心身障害者医療費扶助の費用が抑えられたことによるものです。との答弁がありました。

「老人センターの利用者が増加しているが、駐車場は足りているのか。また、貸切風呂等の施設ができたが、今後、佐久間地区の拠点として整備にどのような考えを持っているか」との質疑に対し、笑楽の湯の駐車場は、多いときには200人強が利用します。旧佐久間小を利用してもらうこともあるので、駐車場整備を検討しなければならないと考えています。拠点としての整備については、旧佐久間小と合わせてあるいは独自で行う2つの方法があり、今後の検討課題であります。との答弁がありました。

次に、地域振興課関係について、「現在、出会い応援サポーターは4名だが、今後も4名体制なのか」との質疑に対し、要綱上、定員は8名ですが、町報等で募集をしていますが、定数に達しない状況です。多いほど成果が期待できますので、定員に達するよう努めたいと思います。との答弁があり、「出会いの場を作り、交流の場を広げ、実績をあげることで少子化社会に歯止めをかけてもらいたい」との要望がありました。

「中山間ふるさと水と土保全対策支援事業の内容は」との質疑に対し、佐久間ダム湖観光生産組合が実施するお草刈りやテングス病除去、古代ハスの植栽等に対し補助を行いました。29年度からは3年継続事業で農地に作った池での水生動物の飼育を通じ、子ども達との交流を図っています。との答弁があり、「今後も佐久間ダムを中心に事業を実施していくのか」との再質疑に対し、この事業は、県が認定する保全指導員がいないと実施できません。当町の指導員は同組合員の1名のみです。他に新たな指導員が認定

されれば、佐久間ダム以外でも実施は可能です。との答弁がありました。

「現在の酪農家数と飼育牛の頭数は」との質疑に対し、頭数については、町では把握していませんが、農協酪農部に所属する方は、4年前は23軒で、毎年減少しており、現在は11軒です。との答弁があり、「酪農に関しては振興策が少なすぎる。支援がなければ廃業が増える一方なので、補助する必要がある」との要望がありました。

「松くい虫被害対策事業の現在の実施状況は」との質疑に対し、薬剤の樹幹注入は1月から行う予定ですが、台風被害の影響もあり実施できない場合には、代替策が必要になると思います。竜島の松林は、保安林なので県の対応になります。との答弁がありました。

「4名の地域おこし協力隊員の活動状況について説明を求める」との質疑に対し、有害獣関係で2名隊員がおり、有害獣対策を一つの切り口として観光面にもつなげられないかとその方法を、また観光・情報発信関係にも2名隊員がおり、移住定住の推進、有効な情報発信方法について、それぞれ模索をしている状況です。まだ数値的な成果は得られていませんが、さらに頑張ってもらいたいと考えています。との答弁がありました。

「海水浴場監視業務に関し、今後の事業縮小等を検討しているか」との質疑に対し、観光客のニーズの多様化に対応し、時代に即した開設が必要との観点から縮小も含め協議したいと考えます。との答弁がありました。

「夏から冬に観光シーズンが移行し、道の駅保田小学校の集客が進むなか、勝山及び保田観光案内所の再編は検討されているか」との質疑に対し、観光協会の管轄なので意見交換をしたいと思いますが、勝山駅の無人化を控え、別の利用方法も合わせて検討する必要があると思います。「補助金の効率的な活用、案内所の利用方法に対する工夫等、観光は町の基幹産業なので、観光協会と十分協議して欲しい」との要望がありました。

次に、建設水道課関係についてですが、「転入者でリフォーム補助金を利用したのがあるか」との質疑に対し、いません。36件すべて町内居住者でした。との答弁があり、「空き家解消対策・転出防止対策となるので、利用促進を図るために周知をすべきと考えるが」との再質疑があり、転入者の利用がありませんでしたが、転入する方への補助金利用を勧奨する広報を行っており、今後も続けていきます。との答弁がありました。

最後に、教育課関係についてですが、「教育関係施設の土地借上料が、かなりの額になっているが、行政財産として購入すべきではないか」との質疑に対し、既存の施設については、やむを得ぬ経緯から借り上げをしています。該当用地の購入については、長期の視野に立った検討をするとともに、道の駅保田小学校はじめ、新たな事業については、購入することを基本に実施していきます。との答弁がありました。「長年、借りてきたものを買収するのは難しいとは思いますが、効率化を視野に入れた財政運営を願いたい」との要望がありました。

以上のような審査経過の後、平成30年度一般会計決算の認定について、採決をしたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の概要を報告いたします。



「特定検診受診率向上事業業務委託では、A I を利用することで、受診者が90人増え、受診率が向上したとのことだが、90人増やすために268万円支出したとの解釈で良いか」との質疑に対し、特定検診は、受診により疾病に対する自己防衛を行い、将来の医療費抑制を目的として実施しています。国の受診目標の65%に対し、鋸南町は半分程度と受診率が低いため、徐々に国レベルまで引き上げることは、将来の医療費抑制につながると思います」との答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、令和元年第5回定例会 議案第8号「平成30年度決算認定について」決算審査特別委員会に付託された審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

ただ今、決算審査特別委員会での審査結果は、平成30年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、それぞれ4会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

はじめに、「平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成30年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、「平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成30年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、「平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成30年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

**◎令和元年第5回定例会 議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第7 令和元年第5回定例会 議案第9号「平成30年度決算認定について」

1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算

についてを議題といたします。

本案についても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。

委員長から審査の経過および結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会 鈴木辰也委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

**○決算審査特別委員会委員長（鈴木辰也）**

決算審査特別委員会に付託されました、

令和元年第5回定例会 議案第9号「平成30年度決算認定について」

1. 平成30年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成30年度鋸南町水道事業会計決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を報告いたします。

本特別委員会は、11月22日、午前10時から、役場2階委員会室において開催いたしました。

はじめに、平成30年度鋸南町鋸南病院事業決算の認定について、報告いたします。

「監査意見書で【鋸南病院を指定管理させている医療法人きさらぎ会については、医療収益が減少する一方で、人件費等が増加したため経営状況が悪化し、令和元年決算の更なる悪化が懸念される】との指摘を受けているが、どのような改善努力がなされているのか」との質疑に対し、30年度は、年間の稼働病床率の悪化により、3階の療養型病床を閉鎖し、2階に集約する形で経営しています。常勤正看護師2名の自己退職に加え、非常勤職員に退職を依頼し、町からの補助金が増額されたため、改善されてきています。また、医師2名、自治医大からの派遣2名の4名で運営していますが、令和2年度は自治医大1名とする等、経費節減及び人件費削減を図るとのことです。との答弁があり、「鋸南病院の経営が悪化している現状から、町は病院を将来的にどのようにすべきと考えているか」との再質疑に対し、療養型病床を再稼働することが理想ですが、当面

は2階一般病棟の健全運営に努め、経営の改善を図ることになります。この地域に有床施設は必要との考えから、一般病棟を堅持し、仮に縮小の形でも有床診療所として存続させなければならないと考えていますので、厳しい病院経営をどう改善していくか財団と十分協議し、町民から信頼され、評価が得られるよう改善に取り組んでいきたいと思っています。

「町民から診療拒否ともとれる苦情を耳にするが、町はどの程度把握しているのか」との質疑に対し、きさらぎ会の運営協議会等の中で検討協議、改善されているものと認識しております。きさらぎ会内部のことですので、町に協議相談があれば適宜、対処することになります。「町の直営でなく、人材も十分とはいえず、難しい状況にあることは理解はするが、命に係わる問題なので、真剣考えてもらいたい」との要望がありました。

以上のような審査経過の後、平成30年度鋸南町鋸南病院事業決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成30年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成30年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第9号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

ただ今の決算審査特別委員会での審査結果は、平成30年度の鋸南病院事業会計及び水道事業会計の決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

はじめに、「平成30年度鋸南町鋸南病院事業決算について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成30年度鋸南町鋸南病院事業決算について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、「平成30年度鋸南町水道事業会計決算について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成30年度鋸南町水道事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

**◎閉会の宣言**

**○議長（青木悦子）**

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、令和元年第7回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さんご苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 0 時 5 1 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

令和 2年 2月 19日

議 会 議 長 青 木 悦 子

署 名 議 員 笹 生 あ す か

署 名 議 員 平 島 孝 一 郎